

令02原機（大安）063
令和2年8月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

令和2年5月11日付け令02原機（大安）024をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

原子炉施設保安規定の変更（補正）

1. 補正の内容

令和2年5月11日付け令02原機(大安)024をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定の変更認可申請書を、別添1のとおり一部補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

2. 補正の理由

- (1) 使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び定期事業者検査において、検査の独立性の確保の観点から検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者が検査を行うことを明確にする。
- (2) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び同規則の解釈（原規規発第1912257号－2 原子力規制委員会決定）の要求事項を品質マネジメント計画に反映する。
- (3) 施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標において、重要度の高い設備・機器がない場合においても除外することなく策定するよう変更する。
- (4) 核燃料物質の貯蔵について、臨界に達しない措置を講ずることを明確にする。
- (5) 火災が発生した場合の対応を明確にするため、火災時の措置を追加する。
- (6) 周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの実施に関する事項を追加する。
- (7) 保安規定に定める管理区域を解除する際の措置を明確にする。
- (8) 管理区域から退出する者に係る表面密度の基準を明確にする。
- (9) 非常事態における活動について、周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等が含まれることを明確にする。
- (10) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第16条の14に定める事象に準ずる重大な事象が発生した場合の措置を明確にする。

(1 1) 設計想定事象等に係る保全に関する措置を明確にする。

- ① J M T Rにおいては、当該事象の発生に係る保全に関する措置については、運転手引に定め実施することを追加する。
- ② H T T Rにおいては、当該事象の発生に係る保全に関する措置については、運転再開時に定めることを追加する。

(1 2) 記載の適正化を図る。

- ① 機構の本部組織の定義を実態に合わせるため変更する。
- ② 原子力施設検査室長の定義を明確にする。
- ③ 放射線測定機器を示す別表について、使用方法を含むことを明確にする。
- ④ その他、表記の見直しを行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
目次	<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節～第3節 (省略)</p> <p>第4節 独立検査組織 (第13条の2・第13条の3)</p> <p>第3章～第8章 (省略)</p> <p>(別表)</p> <p>(別図)</p> <p>第2編～第4編 (省略)</p> <p>第5編 JMTRの管理</p> <p>第1章～第5章 (省略)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節～第5節 (省略)</p> <p>第6節 地震後の措置 (第69条)</p> <p>第7節 (省略)</p> <p>第7章 (省略)</p> <p>(別表)</p> <p>(別図)</p> <p>第6編 HTTRの管理</p> <p>第1章 通則 (第1条～第15条)</p> <p>第2章～第4章 (省略)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節～第4節 (省略)</p> <p>第5節 地震後の措置 (第65条)</p> <p>第6節 (省略)</p> <p>第6章 (省略)</p> <p>(別表)</p> <p>(別図)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 (補正なし)</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節～第3節 (補正なし)</p> <p>第4節 独立検査組織 (第13条の2)</p> <p>第3章～第8章 (補正なし)</p> <p>(別表)</p> <p>(別図)</p> <p>第2編～第4編 (補正なし)</p> <p>第5編 JMTRの管理</p> <p>第1章～第5章 (補正なし)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節～第5節 (補正なし)</p> <p>第6節 地震又は火災時の措置 (第69条)</p> <p>第7節 (補正なし)</p> <p>第7章 (補正なし)</p> <p>(別表)</p> <p>(別図)</p> <p>第6編 HTTRの管理</p> <p>第1章 通則 (第1条～第15条の2)</p> <p>第2章～第4章 (補正なし)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節～第4節 (補正なし)</p> <p>第5節 地震又は火災時の措置 (第65条)</p> <p>第6節 (補正なし)</p> <p>第6章 (補正なし)</p> <p>(別表)</p> <p>(別図)</p> <p>附則</p>
第1編 第5条	<p>(組織)</p> <p>第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p>	<p>(組織)</p> <p>第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p>
第1編 第5条の2	<p>(職務)</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (省略)</p> <p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18)～(32) (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (補正なし)</p> <p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18)～(32) (補正なし)</p> <p>2～6 (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第1編 第13条の2 第13条の3	<p>(独立検査組織の設置)</p> <p>第13条の2 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</p> <p>(事業者検査の独立性の確保)</p> <p>第13条の3 所長並びに原子炉施設の運転・保守担当課及びその上司（部長等）は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p>	<p>(独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保)</p> <p>第13条の2 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。</p> <p>2 第5条の2第1項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p>
第1編 第14条	<p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>1.～2. (省略)</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム-基本及び用語に従うものとする。 「課長」とは、大洗研究所に属する室長及び課長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>a)～h) (省略)</p> <p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</p> <p>(5)～(6) (省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (省略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理</p>	<p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第14条 (補正なし)</p> <p>1.～2. (補正なし)</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム-基本及び用語に従うものとする。 「課長」とは、大洗研究所に属する課長及び廃止措置準備室長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1)～(3) (補正なし)</p> <p>(4) (補正なし)</p> <p>a)～h) (補正なし)</p> <p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。<u>これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p>(5)～(6) (補正なし)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (補正なし)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>4.2.4～5.2 (省略)</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>a)～e) (省略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項 b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5.4.2 (省略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1～5.6.1 (省略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>a)～f) (省略)</p> <p>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>h)～k) (省略)</p> <p>l) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性</p>	<p>し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) <u>文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) (補正なし)</p> <p>4.2.4～5.2 (補正なし)</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（<u>技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</u>）及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>a)～e) (補正なし)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項 b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、<u>次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u></p> <p>b) <u>必要な資源</u></p> <p>c) <u>責任者</u></p> <p>d) <u>実施事項の完了時期</u></p> <p>e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) (補正なし)</p> <p>5.4.2 (補正なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1～5.6.1 (補正なし)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>a)～f) (補正なし)</p> <p>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（<u>組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。</u>）</p> <p>h)～k) (補正なし)</p> <p>l) 保安活動の改善のために実施した処置（<u>品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項（3）項 a）において同じ。）。</u>）の有効性</p>

該当箇所	補正前 (令和2年5月11日付け申請)	補正後
	<p>5.6.3～6.4 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a)～e) (省略)</p> <p>(5)～(6) (省略)</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1～7.2.2 (省略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>7.3.2～7.3.4 (省略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>7.3.6～7.3.7 (省略)</p> <p>7.4 調達</p> <p>所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を着実にするため、「大洗研究所調達管理要領」(契約部長が所掌する事項を除く。)を定</p>	<p>5.6.3～6.4 (補正なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(3) (補正なし)</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a)～e) (補正なし)</p> <p>(5)～(6) (補正なし)</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1～7.2.2 (補正なし)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。<u>これには、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の設計・開発の計画(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1項(2)項c)の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2)～(4) (補正なし)</p> <p>7.3.2～7.3.4 (補正なし)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) (補正なし)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) (補正なし)</p> <p>7.3.6～7.3.7 (補正なし)</p> <p>7.4 調達</p> <p>所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を適切に実施するため、「大洗研究所調達管理要領」(契約部長が所掌する事項を除く。)を定</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2～7.5 (省略)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>b)～f) (省略)</p> <p>7.5.2～7.5.4 (省略)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6～8.2.1 (省略)</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) (省略)</p> <p>a) <u>4.2.2項において定める品質マネジメント計画書</u></p> <p>b) (省略)</p> <p>(2)～(8) (省略)</p> <p>8.2.3～8.2.4 (省略)</p>	<p>を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) (補正なし)</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（<u>力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。</u>）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3)～(5) (補正なし)</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を<u>調達先から</u>取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2～7.5 (補正なし)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子炉施設の保安のために、<u>次の事項を含む必要な情報が利用できる。</u></p> <p>・<u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></p> <p>・<u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b)～f) (補正なし)</p> <p>7.5.2～7.5.4 (補正なし)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6～8.2.1 (補正なし)</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) (補正なし)</p> <p>a) <u>本品質マネジメント計画の要求事項</u></p> <p>b) (補正なし)</p> <p>(2)～(8) (補正なし)</p> <p>8.2.3～8.2.4 (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>8.4～8.5.1 (省略)</p> <p>8.5.2 是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) (省略) (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a) 不適合等のレビュー及び分析 b)～e) (省略) (3) (省略) (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5)～(6) (省略)</p> <p>8.5.3 (省略)</p>	<p>8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(6) (補正なし)</p> <p>8.4～8.5.1 (補正なし)</p> <p>8.5.2 是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) (補正なし) (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。） b)～e) (補正なし) (3) (補正なし) (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（<u>単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。</u>）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5)～(6) (補正なし)</p> <p>8.5.3 (補正なし)</p>
第1編 第23条	<p>(保安教育等) 第23条 (省略) 2 (省略) 3 室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4～8 (省略)</p>	<p>(保安教育等) 第23条 (補正なし) 2 (補正なし) 3 <u>原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</u></p> <p>4～8 (補正なし)</p>
第1編 第29条	<p>(非常事態における活動) 第29条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p>	<p>(非常事態における活動) 第29条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等（<u>周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。</u>）に関する防護活動を行う。</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後																																																																																
第1編 第35条	<p>(故障等の報告)</p> <p>第35条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2 所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p>	<p>(故障等の報告)</p> <p>第35条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象及びこれに準ずる重大な事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の報告後、試験炉規則第16条の14に定める事象については、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p>																																																																																
第1編 第37条	<p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第37条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p>	<p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第37条 (補正なし)</p> <p>(1) (補正なし)</p> <p>(2) (補正なし)</p> <p>イ (補正なし)</p> <p>ロ 本号イの評価及び方針について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p>																																																																																
第1編 別表第10 (1)	<p>別表第10 (1) 試験炉規則に基づく記録 (第34条関係)</p> <table border="1" data-bbox="369 722 1227 1457"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>8. 保安教育の記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)</td> <td>策定の都度</td> <td>各部長</td> <td>各部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)</td> <td>実施の都度</td> <td>各室長及び各課長</td> <td>各室長及び各課長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)</td> <td>実施の都度</td> <td>各室長及び各課長</td> <td>各室長及び各課長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、各室長及び各課長</td> <td>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、各室長及び各課長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注4 (省略)</p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(省略)					8. 保安教育の記録					イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)	実施の都度	各室長及び各課長	各室長及び各課長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)	実施の都度	各室長及び各課長	各室長及び各課長	3年間	(省略)					11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、各室長及び各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、各室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後は変更後5年が経過するまでの期間	<p>別表第10 (1) 試験炉規則に基づく記録 (第34条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1272 722 2130 1457"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(補正なし)</td> </tr> <tr> <td>8. 保安教育の記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)</td> <td>策定の都度</td> <td>各部長</td> <td>各部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)</td> <td>実施の都度</td> <td>原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長</td> <td>原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)</td> <td>実施の都度</td> <td>原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長</td> <td>原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(補正なし)</td> </tr> <tr> <td>11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長</td> <td>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注4 (補正なし)</p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(補正なし)					8. 保安教育の記録					イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間	(補正なし)					11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後は変更後5年が経過するまでの期間
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																														
(省略)																																																																																		
8. 保安教育の記録																																																																																		
イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間																																																																														
ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)	実施の都度	各室長及び各課長	各室長及び各課長	3年間																																																																														
ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)	実施の都度	各室長及び各課長	各室長及び各課長	3年間																																																																														
(省略)																																																																																		
11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、各室長及び各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、各室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後は変更後5年が経過するまでの期間																																																																														
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																														
(補正なし)																																																																																		
8. 保安教育の記録																																																																																		
イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間																																																																														
ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間																																																																														
ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間																																																																														
(補正なし)																																																																																		
11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後は変更後5年が経過するまでの期間																																																																														

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第2編 第2条	<p>(管理区域)</p> <p>第2条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。</p> <p>2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第2条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。</p> <p>2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。</p> <p>4 <u>施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</u></p>
第2編 第11条	<p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</p> <p>3～8 (省略)</p>	<p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第11条 (補正なし)</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に<u>別表第4に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。</u></p> <p>3～8 (補正なし)</p>
第2編 第17条	<p>(管理区域外への物品の持ち出し)</p> <p>第17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質等を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第4に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第5に掲げる値を超えないようにする。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第4に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されているときは、この限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5に掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第4に掲げる値を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外への物品の持ち出し)</p> <p>第17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質等を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第5の1に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第5の2に掲げる値を超えないようにする。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第5の1に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されているときは、この限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5の2に掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第5の1に掲げる値を超えていないことを確認する。</p>
第2編 第32条	<p>(周辺監視区域内外における線量率等の測定)</p> <p>第32条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第2に示す地点について、別表第13に掲げるところにより、線量率を測定する。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第32条 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、<u>平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>2 (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後																								
第2編 第34条の3	<p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第34条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>	<p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第34条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3～4 （補正なし）</p>																								
第2編 第35条	<p>（放射線測定機器の管理）</p> <p>第35条（省略）</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合であっても、毎月巡視するものとする。</p> <p>3～7 （省略）</p>	<p>（放射線測定機器の管理）</p> <p>第35条（補正なし）</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合であっても、毎月1回巡視するものとする。</p> <p>3～7 （補正なし）</p>																								
第2編（新設）	（新設）	<p>別表第4 管理区域からの退出者に係る表面密度（第11条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> </tr> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </table>	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																				
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																									
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																									
第2編 別表第4	別表第4 持出物品に係る表面密度限度（第17条関係）（省略）	別表第5の1 持出物品に係る表面密度限度（第17条関係）（補正なし）																								
第2編 別表第5	別表第5 持出物品に係る表面密度（第17条関係）（省略）	別表第5の2 持出物品に係る表面密度（第17条関係）（補正なし）																								
第2編 別表第13	<p>別表第13 周辺監視区域及びその周辺区域における線量率の測定並びに放射線測定機器（第32条、第35条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定ひん度</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>別図第2に示す箇所</td> <td>10⁻²～10⁵ μGy/h</td> <td>14</td> <td>週1回</td> <td>空気吸収ガンマ線量率</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定ひん度	測定線種	モニタリングポスト	別図第2に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	週1回	空気吸収ガンマ線量率	<p>別表第13 周辺監視区域、その周辺区域における線量率の測定及び放射線測定機器並びに使用方法（第35条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>（削る）</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所</td> <td>10⁻²～10⁵ μGy/h</td> <td>14</td> <td>（削る）</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	（削る）	測定線種	モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	（削る）	ガンマ線
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定ひん度	測定線種																					
モニタリングポスト	別図第2に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	週1回	空気吸収ガンマ線量率																					
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	（削る）	測定線種																					
モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	（削る）	ガンマ線																					
第2編 別図第2	別図第2 周辺監視区域及び空気吸収線量率等測定点（省略）	別図第2 周辺監視区域（補正なし）																								
第4編 第10条の3	<p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第10条の3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>	<p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第10条の3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3～4 （補正なし）</p>																								
第4編 第13条	（地震後の措置） 第13条	（地震又は火災時の措置） 第13条 地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長は本体施設等、放射線管理第2課長は別表第6及び別表第7に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。																								

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>廃棄物管理課長は、震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに施設を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。</p>	<p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。 (2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報する。 3 廃棄物管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を環境保全部長に通報する。</p>
第4編 第14条	<p>(定期事業者検査) 第14条 (省略) (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標（第10条の3の規定により策定した場合に限る。） (2) (省略) 2～5 (省略)</p>	<p>(定期事業者検査) 第14条 (補正なし) (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (2) (補正なし) 2～5 (補正なし)</p>
第4編 第19条	<p>(巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置) 第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検（作業中であっては巡視）、第12条の巡視並びに第13条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。 2～5 (省略)</p>	<p>(巡視等において異常を認めた場合の措置) 第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検（作業中であっては巡視）、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。 2～5 (補正なし)</p>
第4編 別表第6	別表第6 放射線測定機器及び測定箇所（第22条関係）（省略）	別表第6 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第22条関係）（補正なし）
第4編 別表第7	別表第7 放射線測定機器及び設置箇所（第22条関係）（省略）	別表第7 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第22条関係）（補正なし）
第5編 (新設)	(新設)	<p>(設計想定事象が発生した場合の措置) 第14条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転手引に定め実施する。</p>
第5編 第35条の3	<p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定) 第35条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。 2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 3～4 (省略)</p>	<p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定) 第35条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 3～4 (補正なし)</p>
第5編 第36条	<p>(定期事業者検査) 第36条 (省略) (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標（第35条の3の規定により策定した場合に限る。）</p>	<p>(定期事業者検査) 第36条 (補正なし) (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第5編 第42条	<p>(2) (省略) 2～5 (省略)</p> <p>(燃料要素等の貯蔵) 第4.2条 原子炉課長は、燃料要素及びJMTRCで使用した燃料（以下この編において「燃料要素等」という。）を貯蔵する場合は、別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵しない。</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>(2) (補正なし) 2～5 (補正なし)</p> <p>(燃料要素等の貯蔵) 第4.2条 原子炉課長は、燃料要素及びJMTRCで使用した燃料（以下この編において「燃料要素等」という。）を貯蔵する場合は、<u>臨界に達しないようにするため、別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵しない。</u></p> <p>2～5 (補正なし)</p>
第5編 第63条	<p>(運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置) 第6.3条 原子炉運転班長は、第3.4条第1項の運転中の巡視及び第6.9条の地震後の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>2. 照射課長は、第3.4条第2項の運転中の巡視及び第6.9条の地震後の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</p> <p>3～8 (省略)</p>	<p>(運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置) 第6.3条 原子炉運転班長は、第3.4条第1項の運転中の巡視及び第6.9条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>2. 照射課長は、第3.4条第2項の運転中の巡視及び第6.9条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</p> <p>3～8 (補正なし)</p>
第5編 第64条	<p>(停止中の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置) 第6.4条 原子炉課長は、第3.0条第1項の運転開始前の措置、第3.5条の運転停止後の措置並びに第4.0条第1項の停止中の巡視の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2. 照射課長は、第3.0条第1項の運転開始前の措置の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3～5 (省略)</p>	<p>(停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置) 第6.4条 原子炉課長は、第3.0条第1項の運転開始前の措置、第3.5条の運転停止後の措置及び第4.0条第1項の停止中の巡視並びに第6.9条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2. 照射課長は、第3.0条第1項の運転開始前の措置並びに第6.9条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3～5 (補正なし)</p>
第5編 第69条	<p>第6節 地震後の措置 (地震後の措置) 第6.9条 <u>震度4以上の地震が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備、放射線管理第2課長は別表第27及び別表第28に掲げる放射線管理設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。</u></p> <p>2. 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。 3. 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p>	<p>第6節 地震又は火災時の措置 (地震又は火災時の措置) 第6.9条 <u>地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備、放射線管理第2課長は別表第27及び別表第28に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</u> (1) <u>震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。</u> (2) <u>原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。</u></p> <p>2. 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。 3. 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p>
第5編 別表第27	<p>別表第27 放射線測定機器及び測定箇所（第7.2条関係） (省略)</p>	<p>別表第27 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第7.2条関係） (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第5編 別表第28	別表第28 放射線測定機器及び設置箇所（第72条関係） （省略）	別表第28 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第72条関係） （補正なし）
第6編（新設）	（新設）	（設計想定事象等が発生した場合の措置） 第15条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転再開時に定める。
第6編 第34条の3	（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定） 第34条の3 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。 2 H T T R 計画課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。 3～4（省略）	（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定） 第34条の3 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 H T T R 計画課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。 3～4（補正なし）
第6編 第35条	（定期事業者検査） 第35条（省略） （1）定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標（第34条の3の規定により策定した場合に限る。） （2）（省略） 2～5（省略）	（定期事業者検査） 第35条（補正なし） （1）定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 （2）（補正なし） 2～5（補正なし）
第6編 第44条	（燃料体の貯蔵） 第44条 H T T R 技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。 2～3（省略）	（燃料体の貯蔵） 第44条 H T T R 技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、 <u>臨界に達しないようにするため</u> 、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。 2～3（補正なし）
第6編 第60条	（運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置） 第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視並びに第65条の地震後の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、H T T R 運転管理課長に通報する。 2～9（省略）	（運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置） 第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視及び第65条の地震又は火災時の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、H T T R 運転管理課長に通報する。 2～9（補正なし）
第6編 第61条	（原子炉停止中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置） 第61条 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、次の各号に掲げる事項の措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずる。 （1）第30条の運転開始前の措置 （2）第34条の運転停止後の措置 （3）第35条の定期事業者検査 （4）第39条の原子炉停止中の巡視 （5）第65条の地震後の措置 2～5（省略）	（原子炉停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置） 第61条 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、次の各号に掲げる事項の措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずる。 （1）第30条の運転開始前の措置 （2）第34条の運転停止後の措置 （3）第35条の定期事業者検査 （4）第39条の原子炉停止中の巡視 （5）第65条の地震又は火災時の措置 2～5（補正なし）

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後						
第6編 第65条	<p>第5節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第65条 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、震度4以上の地震が発生した場合は、それぞれが次表の区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。</p> <table border="1" data-bbox="353 300 1167 389"> <tr> <td>放射線管理第2課長</td> <td>別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備</td> </tr> <tr> <td>H T T R 技術課長</td> <td>新燃料組立検査室（組立作業期間中のみ。）</td> </tr> <tr> <td>H T T R 運転管理課長</td> <td>本体施設等</td> </tr> </table> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をH T T R 運転管理課長に通報する。 3 H T T R 運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。 4 H T T R 技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びH T T R 運転管理課長に通報する。</p>	放射線管理第2課長	別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備	H T T R 技術課長	新燃料組立検査室（組立作業期間中のみ。）	H T T R 運転管理課長	本体施設等	<p>第5節 地震又は火災時の措置 (地震又は火災時の措置)</p> <p>第65条 地震又は火災が発生した場合は、H T T R 運転管理課長は本体施設等、H T T R 技術課長は新燃料組立検査室（組立作業期間中のみ。）、放射線管理第2課長は別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、H T T R の保安に影響がないことを確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、H T T R の保安に影響がないことを確認する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をH T T R 運転管理課長に通報する。 3 H T T R 運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。 4 H T T R 技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びH T T R 運転管理課長に通報する。</p>
放射線管理第2課長	別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備							
H T T R 技術課長	新燃料組立検査室（組立作業期間中のみ。）							
H T T R 運転管理課長	本体施設等							
第6編 別表第22	別表第22 放射線測定機器及び測定箇所（第68条関係） (省略)	別表第22 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第68条関係） (補正なし)						
第6編 別表第23	別表第23 放射線測定機器及び設置箇所（第68条関係） (省略)	別表第23 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第68条関係） (補正なし)						

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定
新旧対照表
（現行－補正後）

令和 2 年 8 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第5条－第5条の3）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者（第6条－第6条の3）</p> <p>第3節 委員会（第7条－第13条）</p> <p>第3章 品質保証（第14条－第22条）</p> <p>第4章 保安教育訓練（第23条・第24条）</p> <p>第5章 非常の場合に採るべき措置</p> <p>第1節 事前の措置（第25条）</p> <p>第2節 非常事態における活動（第26条－第31条）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第32条・第33条）</p> <p>第7章 記録及び報告（第34条－第36条）</p> <p>第8章 定期的な評価（第37条－第41条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等（第1条－第8条）</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理（第9条－第17条）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等（第18条－第22条）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第23条・第24条）</p> <p>第2節 線量の評価（第25条－第28条）</p> <p>第3節 被ばくに対する措置（第29条・第30条）</p> <p>第3章 環境監視（第31条－第34条）</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理（<u>第35条</u>－第39条）</p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第6章 <u>放射線管理部品質保証技術検討会</u>（第41条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>（別記様式）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬（第1条・第2条）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理（第3条－第9条）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理（第10条－第14条の2）</p> <p>（別表）</p> <p>第4編 共用施設</p> <p>第1章 通則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 管理</p> <p>第1節 運搬（第7条・第8条）</p> <p>第2節 除染（第9条・第10条）</p> <p>第3章 保守管理（第11条－第17条）</p>	<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第5条－第5条の3）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者（第6条－第6条の3）</p> <p>第3節 委員会（第7条－第13条）</p> <p>第4節 <u>独立検査組織</u>（<u>第13条の2</u>）</p> <p>第3章 <u>品質マネジメント計画</u>（第14条－第22条）</p> <p>第4章 保安教育訓練（第23条・第24条）</p> <p>第5章 非常の場合に<u>講ずべき処置</u></p> <p>第1節 事前の措置（第25条）</p> <p>第2節 非常事態における活動（第26条－第31条）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第32条・第33条）</p> <p>第7章 記録及び報告（第34条－第36条）</p> <p>第8章 定期的な評価（第37条－第41条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等（第1条－第8条）</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理（第9条－第17条）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等（第18条－第22条）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第23条・第24条）</p> <p>第2節 線量の評価（第25条－第28条）</p> <p>第3節 被ばくに対する措置（第29条・第30条）</p> <p>第3章 環境監視（第31条－第34条）</p> <p>第4章 <u>放射線管理設備等の管理</u>（<u>第34条の2</u>－第39条）</p> <p>（<u>削る</u>）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>（別記様式）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬（第1条・第2条）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理（第3条－第9条）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理（第10条－第14条の2）</p> <p>（別表）</p> <p>第4編 共用施設</p> <p>第1章 通則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 管理</p> <p>第1節 運搬（第7条・第8条）</p> <p>第2節 除染（第9条・第10条）</p> <p>第3章 保守管理（第10条の2－第17条）</p>	<p>条文の見直しに伴う記載の適正化（以下同じ。）</p>

第4章 異常時の措置

- 第1節 警報装置が作動した場合の措置 (第18条)
- 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第19条)
- 第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第20条)

第5章 放射線管理 (第21条-第23条)

(別表)

(別図)

第5編 JMTRの管理

第1章 通則 (第1条-第14条)

第2章 運転管理

- 第1節 運転上の制限 (第15条)
- 第2節 炉心構成上の遵守事項 (第16条・第17条)
- 第3節 運転上の条件 (第18条-第29条)
- 第4節 運転 (第30条-第35条)

第3章 保守管理 (第36条-第40条)

第4章 燃料要素等の管理 (第41条-第47条)

第5章 キャプセル等の管理 (第48条-第52条)

第6章 異常時の措置

第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置 (第53条-第56条)

- 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第57条-第62条)
- 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第63条・第64条)
- 第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置 (第65条-第67条)
- 第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第68条)
- 第6節 地震後の措置 (第69条)
- 第7節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第70条)

第7章 放射線管理 (第71条-第73条)

(別表)

(別図)

第6編 HTTRの管理

第1章 通則 (第1条-第15条)

第2章 運転管理

- 第1節 運転上の制限 (第16条・第17条)
- 第2節 炉心構成上の遵守事項 (第18条・第19条)
- 第3節 運転上の条件 (第20条-第29条)
- 第4節 運転 (第30条-第34条)

第3章 保守管理 (第35条-第39条)

第4章 燃料棒及び燃料体の管理 (第40条-第50条)

第5章 異常時の措置

第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第51条-第53条)

- 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)
- 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条-第61条)
- 第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置 (第62条-第64条)
- 第5節 地震後の措置 (第65条)
- 第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第66条)

第6章 放射線管理 (第67条-第69条)

(別表)

第4章 異常時の措置

- 第1節 警報装置が作動した場合の措置 (第18条)
- 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第19条)
- 第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第20条)

第5章 放射線管理 (第21条-第23条)

(別表)

(別図)

第5編 JMTRの管理

第1章 通則 (第1条-第14条)

第2章 運転管理

- 第1節 運転上の制限 (第15条)
- 第2節 炉心構成上の遵守事項 (第16条・第17条)
- 第3節 運転上の条件 (第18条-第29条)
- 第4節 運転 (第30条-第35条)

第3章 保守管理 (第35条の2-第40条)

第4章 燃料要素等の管理 (第41条-第47条)

第5章 キャプセル等の管理 (第48条-第52条)

第6章 異常時の措置

第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置 (第53条-第56条)

- 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第57条-第62条)
- 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第63条・第64条)
- 第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置 (第65条-第67条)
- 第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第68条)
- 第6節 地震又は火災時の措置 (第69条)
- 第7節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第70条)

第7章 放射線管理 (第71条-第73条)

(別表)

(別図)

第6編 HTTRの管理

第1章 通則 (第1条-第15条の2)

第2章 運転管理

- 第1節 運転上の制限 (第16条・第17条)
- 第2節 炉心構成上の遵守事項 (第18条・第19条)
- 第3節 運転上の条件 (第20条-第29条)
- 第4節 運転 (第30条-第34条)

第3章 保守管理 (第34条の2-第39条)

第4章 燃料棒及び燃料体の管理 (第40条-第50条)

第5章 異常時の措置

第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第51条-第53条)

- 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)
- 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条-第61条)
- 第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置 (第62条-第64条)
- 第5節 地震又は火災時の措置 (第65条)
- 第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第66条)

第6章 放射線管理 (第67条-第69条)

(別表)

(別図)
附則

(別図)
附則

第1編 総則

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第1編 総則 第1章 通則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>（基本方針） 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>（新設）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>（定義） 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、施設を管理する課長をいい、別表第2第5欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第4欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設保安、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p>	<p>第1編 総則 第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>（基本方針） 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号までの定めに従って、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第2条 （変更なし）</p> <p>（定義） 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、施設を管理する課長をいい、別表第2第5欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第4欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設保安、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p>	<p>備考</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p> <p>法令改正に伴い、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定めて保全活動を行う基本方針を追加</p> <p>原子力施設検査室長の追加に伴う定義の見直し</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(13) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生した固体状の核燃料物質等で廃棄物管理施設へ引き渡す前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(16) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(17) 「施設定期自主検査」とは、原子炉施設の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査並びに原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定機器の校正をいう。</p> <p>(18) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第3に掲げる事態をいう。</p> <p>(19) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(20) 「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(21) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(13) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生した固体状の核燃料物質等で廃棄物管理施設へ引き渡す前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(16) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(17) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第3に掲げる事態をいう。</p> <p>(18) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(19) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(20) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(21) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(22) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(23) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(24) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p>	<p>法令改正に伴い、施設定期自主検査の定義の削除</p> <p>号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>法令改正に伴う定義の追加（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(22) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。</p> <p>(23) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(24) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(25) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p> <p>第4条（省略）</p> <p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 (組織)</p> <p>第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(26) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(27) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>(28) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。</p> <p>(29) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(30) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(31) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p> <p>第4条（変更なし）</p> <p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 (組織)</p> <p>第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p>	<p>号番号の線下げ（以下同じ。）</p> <p>記載の適正化 品質マネジメントシステムの見直しに伴い、本部組織に契約部長を追加、本部の定義の適正化</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う記載の適正化</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う調達業務に</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(5) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(6) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(7) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(8) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(9) 保安管理部長は、次号から第13号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(10) 安全対策課長は、大洗研究所における保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設安全課長は、大洗研究所における品質保証活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に採るべき措置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理部長は、次号及び第16号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(15) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(16) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。</p>	<p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子炉施設検査室長は、第13条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(10) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) <u>安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(13) <u>施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、次号及び第18号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、<u>環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。</u>また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p>	<p>係る職位の追加 号番号の繰下げ（以下同じ。）</p> <p>独立監査組織の設置に伴う職位の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更 品質マネジメントシステムの変更に伴う職務の見直し 品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>環境放射能の測定に係る職務の追加</p>
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(17) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第22号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(18) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJ M T Rキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(19) 技術課長は、J M T Rの運転計画及び照射利用計画並びにキャプセル等の設計、製作及び所在管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 原子炉課長は、施設管理者としてJ M T R本体施設の運転及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJ M T Rの燃料要素及びJ M T R Cで使用した燃料の管理に関する業務、管</p>	<p>(21) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(22) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJ M T Rキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術課長は、J M T Rの運転計画及び照射利用計画並びにキャプセル等の設計、製作及び所在管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉課長は、施設管理者としてJ M T R本体施設の運転及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJ M T Rの燃料要素及びJ M T R Cで使用した燃料の管理に関する業務、管</p>	<p>品質マネジメントシステムの変更に伴う調達業務に係る職位の追加 記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>理区域管理者として燃料管理室、J M T R 炉室、測定室、ホット実験室、X線装置室等の放射線管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(21) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者として J M T R 照射設備の運転及び保守に関する業務、管理区域管理者として照射制御室及び照射準備室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置準備室長（以下「室長」という。）は、J M T R の廃止措置の計画に係る業務を行う。</p> <p>(23) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(24) H T T R 計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、H T T R の運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(25) H T T R 技術課長は、核燃料管理者として H T T R 炉内燃料体を除く燃料棒及び燃料体の管理並びに区域管理者として新燃料組立検査室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) H T T R 運転管理課長は、施設管理者として H T T R 本体施設及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者として H T T R 炉内燃料体の管理、区域管理者として H T T R 技術課長が所管する区域を除く H T T R 建家の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(28) 廃棄物管理課長は、施設管理者として共用施設における本体施設の運転及び保守、特定施設の運転及び保守、除染施設の放射線管理並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2. この規定に定める品質保証活動及び保安活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3の2のとおりとし、各職位は、各自の業務所掌範囲に基づき、品質保証の考えのもと保安活動に関する業務を行う。</p> <p>3. 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって、分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4. 同一の原子炉施設が複数の施設管理者により運転される場合の運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>5. 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>6. 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>7. 第5項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p>	<p>理区域管理者として燃料管理室、J M T R 炉室、測定室、ホット実験室、X線装置室等の放射線管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(25) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者として J M T R 照射設備の運転及び保守に関する業務、管理区域管理者として照射制御室及び照射準備室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 廃止措置準備室長は、J M T R の廃止措置の計画に係る業務を行う。</p> <p>(27) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第30号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(28) H T T R 計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、H T T R の運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(29) H T T R 技術課長は、核燃料管理者として H T T R 炉内燃料体を除く燃料棒及び燃料体の管理並びに区域管理者として新燃料組立検査室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) H T T R 運転管理課長は、施設管理者として H T T R 本体施設及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者として H T T R 炉内燃料体の管理、区域管理者として H T T R 技術課長が所管する区域を除く H T T R 建家の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(32) 廃棄物管理課長は、施設管理者として共用施設における本体施設の運転及び保守、特定施設の運転及び保守、除染施設の放射線管理並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>2. 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって、分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>3. 同一の原子炉施設が複数の施設管理者により運転される場合の運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>4. 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>5. 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>6. 第4項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しにより第14条に規定 項番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第5条の3（省略）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者</p> <p>第6条（省略）</p> <p>（原子炉主任技術者の職務）</p> <p>第6条の2 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助</p>	<p>第5条の3（変更なし）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者</p> <p>第6条（変更なし）</p> <p>（原子炉主任技術者の職務）</p> <p>第6条の2 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に 行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当 理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第36条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p> <p>(5) <u>法令に基づき行う施設定期検査等に原則として立ち会う。</u></p> <p>(6) 第35条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(7) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(8) 原子炉施設等安全審査委員会及びJMT R原子炉主任技術者にあつてはJMT Rキャプセル等審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(9) この規定改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改定に参画する。</p> <p>(10) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。</p> <p>(11) 原子炉施設の廃止措置に参画する。</p> <p>第6条の3 （省略）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条 （省略）</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第8条 理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項</p> <p>② 原子炉施設の定期的な評価の結果</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第9条の2 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉設置変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の廃止措置に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転、保修又は改造の実施に関する事項（原子炉施設に関する設計及び工事の方法の認可に係る場合に限る。）</p> <p>(5) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p>	<p>言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第36条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 <u>（削る）</u></p> <p>(5) 第35条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(7) 原子炉施設等安全審査委員会及びJMT R原子炉主任技術者にあつてはJMT Rキャプセル等審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(8) この規定改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改定に参画する。</p> <p>(9) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。</p> <p>(10) 原子炉施設の廃止措置に参画する。</p> <p>第6条の3 （変更なし）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条 （変更なし）</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第8条 理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項</p> <p>② 原子炉施設の定期的な評価の結果</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質マネジメント活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第9条 （変更なし）</p> <p>（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第9条の2 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉設置変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の廃止措置に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転、保修又は改造の実施に関する事項（原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可に係る場合に限る。）</p> <p>(5) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p>	<p>備考</p> <p>法令改正に伴い、原子炉主任技術者の職務から検査の立会いに関する事項を削除 号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(6) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (7) 原子炉施設の施設定期自主検査等に関する事項</p> <p>(8) J M T R キャプセル等設計基準及び J M T R キャプセル等検査基準の改定及び廃止に関する事項 (9) 原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項 (10) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。 3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第10条（省略）</p> <p>（品質保証推進委員会の審議事項） 第11条 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) 品質保証活動に関する重要事項 (3) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、審議結果を所長に報告する。 3 所長は、前項の審議結果を尊重する。</p> <p>第12条・第13条（省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3章 品質保証 （品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施） 第14条 理事長は、この規定に定める原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定する。 (1) 品質保証計画の策定の目的に関する事項 (2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関する事項 (3) 品質保証活動の実施に関する事項 (4) 品質保証活動の評価に関する事項 (5) 品質保証計画の継続的な改善に関する事項 (6) 文書及び記録の管理に関する事項</p> <p>2 理事長は、第5条の2第1項第2号から第28号までに掲げる者に対し、品質保証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。</p>	<p>(6) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 <u>（削る）</u></p> <p>(7) J M T R キャプセル等設計基準及び J M T R キャプセル等検査基準の改定及び廃止に関する事項 (8) 原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項 (9) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。 3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第10条（変更なし）</p> <p>（品質保証推進委員会の審議事項） 第11条 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 (2) 品質マネジメント活動に関する重要事項 (3) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、審議結果を所長に報告する。 3 所長は、前項の審議結果を尊重する。</p> <p>第12条・第13条（変更なし）</p> <p>第4節 独立検査組織 （独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保） 第13条の2 <u>大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。</u> 2 <u>第5条の2第1項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画） 第14条 <u>原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. 目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p>	<p>法令改正に伴い、委員会の審議事項から施設定期自主検査に関する事項を削除号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p> <p>法令改正に伴い、独立検査組織の設置及びその独立性の確保について規定</p> <p>法令改正に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、原子炉施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を規定（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>3 第5条の2第1項第2号から第28号までに掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施する。</p>	<p>3. 定義 <u>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム-基本及び用語に従うものとする。</u> <u>「課長」とは、大洗研究所に属する課長及び廃止措置準備室長をいう。</u></p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) <u>保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</u> (2) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</u> a) <u>原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u> b) <u>原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u> c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</u> (3) <u>保安に係る各組織は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</u> (4) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</u> <u>別図第2に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</u> a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</u> b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。</u> <u>別図第3に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</u> c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標(該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。)並びに判断基準及び方法を明確にする。</u> d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</u> e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</u> f) <u>これらのプロセスについて、7.1項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために、必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。</u> g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</u> h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>1) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u> ・<u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u> ・<u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u> ・<u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u> ・<u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u> ・<u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u> ・<u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u> ・<u>原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u> <p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> <u>本品質マネジメント計画</u> <u>大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p> <p>4.2.3 文書管理</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>i) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p><u>重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p><u>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p><u>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の重視</u> <u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u> <u>(1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</u> <u>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</u> <u>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u> <u>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u> <u>d) 組織全体に伝達され、理解される。</u> <u>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p><u>5.4 計画</u> <u>5.4.1 品質目標</u> <u>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項 b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</u> <u>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。</u> <u>a) 実施事項</u> <u>b) 必要な資源</u> <u>c) 責任者</u> <u>d) 実施事項の完了時期</u> <u>e) 結果の評価方法</u> <u>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u> <u>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</u> <u>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じ</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>て、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p>理事長は、第5条から第5条の3までの組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1項参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 <u>管理責任者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u> 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u> <u>5.6.1 一般</u> (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u> 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a) 内部監査の結果 b) 組織の外部の者からの意見 c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。） d) 事業者検査並びに自主検査等の結果 e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。） f) 関係法令の遵守状況 g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。） h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 j) 改善のための提案 k) 資源の妥当性 l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項a)において同じ。））の有効性</p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u> (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>b) <u>業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p> <p><u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <p>(1) <u>人的資源（要員の力量）</u></p> <p>(2) <u>インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</u></p> <p>(3) <u>作業環境</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一般</u></p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)までに準じた管理を行う。</u></p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u></p> <p><u>所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>びサービスの体系をいう。)を7.1項にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境 所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を7.1項にて明確にし、運営管理する。 なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狹隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第4のとおり策定する。 (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。 (3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・原子炉施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを表証するために必要な記録（4.2.4項参照） (5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。 (6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。 a) 業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項 b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項について確認する。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>a) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(4) <u>所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u> <u>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c) <u>設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d) <u>設計開発に必要な内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。インプットには次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>c) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1項参照)に体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(7.3.1項参照)に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1項参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.4 調達</p> <p>所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確保にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、検証を実施する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>所長、部長及び課長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子炉施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 <p>b) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</p> <p>f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法 c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。） 	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>d) 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・原子炉施設を識別し、管理する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>(1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、監視及び測定の実施と要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4項参照）。</p> <p>また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3項参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>a) 本品質マネジメント計画の要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを表証するものとする。</p> <p>(4) 所長、センター長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。 また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照）</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4項参照）</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>（保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善） 第15条 第5条の2第1項第6号から第28号までに掲げる者は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を策定する。 2 第5条の2第1項第6号から第28号までに掲げる者は、前項の保安活動を実施する。</p>	<p>所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。 (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。） b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定 c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化 d) 必要な処置の決定及び実施 e) とった是正処置の有効性のレビュー (3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。 a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更 b) 品質マネジメントシステムの変更 (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 (6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子炉施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。 この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。 a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>第15条 削除</p>	<p>第14条に規定する品質マネジメント計画に含まれるため削除（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>3 所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p><u>（検査及び試験）</u></p> <p>第16条 理事長は、品質保証計画において検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器の管理について定める。</p> <p>2 部長は、前項に基づき検査及び試験の管理の方法を策定する。</p> <p>3 部長は、第1項に基づき検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器の管理の方法を策定する。</p> <p>4 課長は、第2項及び第3項の方法に基づき管理を行う。</p> <p><u>（内部監査）</u></p> <p>第17条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度1回以上、内部監査を実施させる。</p> <p>2 統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得る。</p> <p>3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施する。</p> <p>4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告する。</p> <p>5 統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、大洗研究所においては大洗研究所担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示する。</p> <p>6 安全・核セキュリティ統括部長又は大洗研究所担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告する。また、予防処置が必要と判断した場合は、その処置を実施する。</p> <p>7 統括監査の職は、前項の報告を受けた場合は、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告する。</p> <p><u>（不適合管理）</u></p> <p>第18条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関する事項</p> <p>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関する事項</p> <p>(3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関する事項</p> <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合は、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行う。</p> <p>3 部長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長及び当該処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>(1) 第35条に関する事象が発生した場合</p> <p>(2) 保安規定に適合しない事象が発生した場合</p> <p>(3) その他、部長が報告する必要があると判断した場合</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。</p> <p><u>（是正処置）</u></p>	<p>第16条 削除</p> <p>第17条 削除</p> <p>第18条 削除</p> <p>(削る)</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第18条の2 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 不適合の内容確認に関する事項</p> <p>(2) 不適合の原因特定に関する事項</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関する事項</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施に関する事項</p> <p>(5) 採った処置の結果の記録に関する事項</p> <p>(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関する事項</p> <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行う。</p> <p>3 部長は、前項の是正処置のうち、前条第3項の不適合に関する是正処置を所長及び当該処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。</p>		
<p>（予防処置）</p> <p>第19条 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関する事項</p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関する事項</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施に関する事項</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録に関する事項</p> <p>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関する事項</p> <p>(6) 他の組織から得られた原子炉施設の運転に係る技術情報について、自らの施設の保安の向上にいかすための措置に関する事項</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行う。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第18条第4項の報告及び前条第4項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行う。</p>	<p>第19条 削除</p>	
<p>（品質保証計画の継続的な改善）</p> <p>第20条 理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>2 管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>(3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>(4) 是正処置及び予防処置の状況</p> <p>(5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>(6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(7) 品質保証活動の改善のための提案</p> <p>3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、必要な改善事項を、統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長及び大洗研究所担当理事に指示する。</p> <p>4 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対</p>	<p>第20条 削除</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善する。</p> <p><u>（文書及び記録の管理）</u> 第21条 安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、品質保証計画に基づき、次の事項を定めた文書及び記録の管理の方法を策定する。 (1) この規定に定める保安活動に必要な文書及び記録に関する事項 (2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関する事項 (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する事項 2 第5条の2第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施する。</p> <p><u>（品質保証に関する教育）</u> 第22条 理事長は、管理責任者に別表第4に掲げる教育を実施させる。 2 所長は、内部監査員に別表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。 3 部長又は室長及び課長は、所掌する原子炉施設に関する保安活動を行う者に、別表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。</p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安教育等） 第23条 所長は、別表第5に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者の同意を得る。 2 部長は、前項の保安教育基本計画及び第22条第3項の品質保証に関する教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。 3 室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。 4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。 5 施設管理統括者は、新たに原子炉施設の放射線業務に従事する者に対し、別表第7に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第8に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 8 第5条の2第1項第1号及び第6号から第28号までに掲げる者は、必要に応じて保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p>	<p>第21条 削除</p> <p>第22条 削除</p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安教育等） 第23条 所長は、別表第5に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者の同意を得る。 2 部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。 3 原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。 4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。 5 施設管理統括者は、新たに原子炉施設の放射線業務に従事する者に対し、別表第7に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第8に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 8 第5条の2第1項第1号及び第7号から第32号までに掲げる者は、必要に応じて保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p>	<p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う変更（品質マネジメントに関する教育を、変更後の別表第5に統合）、記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(保安訓練)</p> <p>第24条 所長は、別表第9(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。</p> <p>2 施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第9(2)に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第9(3)に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に採るべき措置 第1節 事前の措置</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>第2節 非常事態における活動</p> <p>第26条～第28条 (省略)</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第29条 現地対策本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>第31条 削除</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>第32条・第33条 (省略)</p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第34条 原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)第6条に基づく別表第10(1)に示す記録及びその他の記録として別表第10(2)に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第21</p>	<p>(保安訓練)</p> <p>第24条 所長は、別表第9(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第9(2)に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第9(3)に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置 第1節 事前の措置</p> <p>第25条 (変更なし)</p> <p>第2節 非常事態における活動</p> <p>第26条～第28条 (変更なし)</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第29条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等(周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。)に関する防護活動を行う。</p> <p>第30条 (変更なし)</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第31条 原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>第32条・第33条 (変更なし)</p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第34条 原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験炉規則第6条に基づく別表第10(1)に示す記録及びその他の記録として別表第10(2)に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第14</p>	<p>原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練の実施に関する記載を追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>非常事態における活動として避難活動を追加</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質マネジメントシステム</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>条に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し保存する。</p> <p>（故障等の報告） 第35条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2 所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p> <p>第36条（省略）</p> <p>第8章 定期的な評価 （定期的な評価の実施に係る措置） 第37条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより原子炉施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価 イ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。 ロ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価 イ 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の保全計画を策定する。 ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>第38条～第40条（省略）</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う保全計画の遵守） 第41条 施設管理統括者は、第37条第2号の評価結果に基づき、放射線管理部長と協議のうえ、評価後10年間の保全計画を策定し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、<u>保全計画</u>に従い保安活動を実施する。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の保全計画について変更が必要となった場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て保全計画を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認を行う場合は、あらかじめ原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をした場合、<u>保全計画</u>に基づき保全の措置を行う。</p>	<p>条「4.2.4 記録の管理」に基づき記録し保存する。</p> <p>（故障等の報告） 第35条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象及びこれに準ずる重大な事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の報告後、試験炉規則第16条の14に定める事象については、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p> <p>第36条（変更なし）</p> <p>第8章 定期的な評価 （定期的な評価の実施に係る措置） 第37条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより原子炉施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価 イ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。 ロ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価 イ 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。 ロ 本号イの評価及び方針について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>第38条～第40条（変更なし）</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守） 第41条 施設管理統括者は、第37条第2号の評価結果に基づき、放射線管理部長と協議のうえ、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、<u>長期施設管理方針</u>に従い保安活動を実施する。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て長期施設管理方針を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認を行う場合は、あらかじめ原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をした場合、<u>長期施設管理方針</u>に基づき保全の措置を行う。</p>	<p>の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>試験炉規則第16条の14に定める事象に準ずる事象を追加 記載の適正化</p> <p>法令改正に伴い長期施設管理方針について規定（以下同じ。）</p>

変更前（現行）						変更後（補正後）						備考
別表第1 原子炉施設の区分（第2条関係）						別表第1 原子炉施設の区分（第2条関係）						
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	
区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理施設 屋内管理用放射線管理設備 屋外管理用放射線管理設備	放射線測定機器	区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理施設 屋内管理用放射線管理設備 屋外管理用放射線管理設備	放射線測定機器	
共用施設	除染施設	—	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) JMTRの廃液輸送管 (5) 廃液移送容器	第4編別表第6及び第7に掲げる放射線測定機器	第2編別表第13に掲げる放射線測定機器	共用施設	除染施設	—	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) JMTRの廃液輸送管 (5) 廃液移送容器	第4編別表第6及び第7に掲げる放射線測定機器	第2編別表第13に掲げる放射線測定機器	
JMTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物施設 (7) 第5編別表第26に掲げる放射線測定機器 (8) その他通信設備等	(1) キャプセル照射装置 (2) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置 (3) インパイルループOSF-1照射装置 (4) 水カラビット照射装置	(1) 電源系統 (2) 給排気系統 (3) タンクヤード (4) 二次冷却系統 (5) 空気系統 (6) UCL系統 (7) 純水補給系統 (8) N ₂ ガス系統 (9) その他本体施設及び照射設備以外の設備	第5編別表第27及び別表第28に掲げる放射線測定機器		JMTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物施設 (7) 放射線測定機器 (8) その他通信設備等	(1) キャプセル照射装置 (2) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置 (3) インパイルループOSF-1照射装置 (4) 水カラビット照射装置	(1) 電源系統 (2) 給排気系統 (3) タンクヤード (4) 二次冷却系統 (5) 空気系統 (6) UCL系統 (7) 純水補給系統 (8) N ₂ ガス系統 (9) その他本体施設及び照射設備以外の設備	第5編別表第27及び別表第28に掲げる放射線測定機器		
HTTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 第6編別表第16に掲げる放射線測定機器	—	(1) 電気施設 (2) 換気空調設備 (3) 補機冷却水設備 (4) 一般冷却水設備 (5) 圧縮空気設備 (6) 窒素供給設備 (7) 建家・構築物 (8) その他の設備	第6編別表第22及び別表第23に掲げる放射線測定機器		HTTR	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線測定機器	—	(1) 電気施設 (2) 換気空調設備 (3) 補機冷却水設備 (4) 一般冷却水設備 (5) 圧縮空気設備 (6) 窒素供給設備 (7) 建家・構築物 (8) その他の設備	第6編別表第22及び別表第23に掲げる放射線測定機器		
共用施設の特定施設のうち、JMTRの廃液輸送管は、JMTRのタンクヤードから廃棄物管理施設の受け入れ施設まで（以下この系統を「JMTR系統」という。）をいう。廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車という。						共用施設の特定施設のうち、JMTRの廃液輸送管は、JMTRのタンクヤードから廃棄物管理施設の受け入れ施設まで（以下この系統を「JMTR系統」という。）をいう。廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車という。						
別表第2～別表第3（省略）						別表第2～別表第3（変更なし）						
												第5編第36条の見直しに伴う記載の適正化
												第6編第35条の見直しに伴う記載の適正化

変更前（現行）											変更後（補正後）	備考
別表第3の2 組織と品質保証活動及び保安活動との関連（第5条の2関係）											(削る)	
品質保証活動及び保安活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合に採るべき措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理並びに是正及び予防処置	マネジメントレビュー	
	組織											
理事長	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム体系図及び品質マネジメントシステム文書体系を追加することから削除
統括監査の職	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
（監査プロセスの管理責任者）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
安全・核セキュリティ統括部長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
（本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
大洗研究所の管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
所長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	
高温ガス炉研究開発センター長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	
環境技術開発センター長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	
保安管理部長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	
安全対策課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
施設安全課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
危機管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
核物質管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
放射線管理部長	○	—	—	—	○	○	○	○	—	○	—	
環境監視線量計測課長	○	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	
放射線管理第2課長	○	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	
材料試験炉部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	
計画管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
技術課長	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
原子炉課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	
照射課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	
廃止措置準備室長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
高温工学試験研究炉部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	
H T T R 計画課長	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
H T T R 技術課長	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	—	
H T T R 運転管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	
環境保全部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	
廃棄物管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	

変更前（現行）					変更後（補正後）	備考	
別表第4 品質保証に関する教育（第22条、第23条関係）					(削る)	品質マネジメントシステムの見直しに伴い削除（品質マネジメントに関する教育は、変更後の別表第5に統合）	
	対象者	原子炉施設に関する保安活動を行う者*6	管理責任者	内部監査員			頻度
項目							
品質保証計画書		0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*2			策定及び改定の都度*3
品質保証活動に必要な文書及び記録の書式		0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*2			策定及び改定の都度*3
品質保証に関する知識	—	—	1日以上*4	—	就任時*5		
内部監査の実施方法	—	—	1日以上*4	1日以上*4	就任時又は指名時*5		
<p>*1 内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*2 原子炉施設に関する保安活動を行う者として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*3 部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、回覧等による周知に代えることができる。</p> <p>*4 就任又は指名前に内部監査員として相当以上の教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*5 就任又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。</p> <p>*6 原子炉施設に関する保安活動を行う者の対象者は、職員等（外来研究員、協力研究員及び客員研究員については、常時立ち入る者）及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員）とする。</p>							

変更前（現行）							変更後（補正後）							備考		
別表第5 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育（第23条関係）							別表第5 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育（第23条関係）									
項目	教育内容	放射線業務従事者				放射線業務従事者以外		項目	教育内容	放射線業務従事者					放射線業務従事者以外	
		職員等		職員等以外の者		職員等	職員等以外の者			職員等		職員等以外の者			職員等	職員等以外の者
		原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者	原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者					原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者	原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者			
保安教育項目及び教育時間数※1							保安教育項目及び教育時間数※1									
関係法令及び保安規定に関すること。※2 (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。 保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	○	◎	○	○	○	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。※2 (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。 保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。 品質マネジメントに関すること。	◎	○	◎	○	○	○	
	(新設)															
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (2.5時間以上)	主要な設備の概要及び運転保守管理に関すること。	◎	○	○	○	○	○	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (2.5時間以上)	主要な設備の概要及び運転保守管理に関すること。	◎	○	○	○	○	○	
放射線管理に関すること。 ※2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。 管理区域内の遵守事項に関すること。 放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	◎	◎	◎	◎	×	×	放射線管理に関すること。 ※2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。 管理区域内の遵守事項に関すること。 放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	◎	◎	◎	◎	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。※2 (1.5時間以上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関すること。 核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、廃棄の方法等に関すること。	◎	○	◎	○	×	×	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。※2 (1.5時間以上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関すること。 核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、廃棄の方法等に関すること。	◎	○	◎	○	×	×	
非常の場合に採るべき措置に関すること。※2 (0.5時間以上)	非常の場合に採るべき措置に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	非常の場合に講ずべき処置に関すること。※2 (0.5時間以上)	非常の場合に講ずべき処置に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
・すべての対象項目について毎年度実施する。凡例：◎：全員対象（20分以上）							・すべての対象項目について毎年度実施する。凡例：◎：全員対象（20分以上）									

記載の適正化
変更前の別表第4から品質マネジメントに関する教育を移動

記載の適正化

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関する教育は、改正時においても実施する。なお改正時の教育時間は内容に応じるものとする。 職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。 外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、常時立ち入る者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） ×：対象外 ※1：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数 ※2：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目 	
<ul style="list-style-type: none"> ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） ×：対象外 ※1：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数 ※2：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関する教育は、改正時においても実施する。なお改正時の教育時間は内容に応じるものとする。 職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。 外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、常時立ち入る者とする。 	

別表第6（省略）

別表第6（変更なし）

別表第7 放射線業務従事者指定教育（第23条関係）

別表第7 放射線業務従事者指定教育（第23条関係）

項目	時間数	実施すべき場合
1. 放射線の人体に与える影響	30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき
2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	4時間以上	
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	1時間以上	
4. 原子炉施設保安規定（非常の場合に採るべき措置を含む）	30分間以上	

項目	時間数	実施すべき場合
1. 放射線の人体に与える影響	30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき
2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	4時間以上	
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	1時間以上	
4. 原子炉施設保安規定（非常の場合に講ずべき処置を含む。）	30分間以上	

記載の適正化

別表第7の2～別表第8の2（省略）

別表第7の2～別表第8の2（変更なし）

別表第9 保安訓練（第24条関係）

別表第9 保安訓練（第24条関係）

(1) 総合的な訓練

(1) 総合的な訓練

項目	実施頻度
非常の場合に採るべき措置についての総合的な訓練	年1回以上

項目	実施頻度
非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練	年1回以上

記載の適正化

(2) 避難、通報訓練

(2) 避難、通報訓練

項目	実施頻度
1. 避難訓練	年1回以上
2. 通報訓練	

項目	実施頻度
1. 避難訓練	年1回以上
2. 通報訓練	

所長又は施設管理統括者の行う別表第9（1）及び別表第9（2）に掲げる保安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員に限る。）とする。

所長又は施設管理統括者の行う別表第9（1）及び別表第9（2）に掲げる保安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員に限る。）とする。

(3) 緊急作業に係る訓練

(3) 緊急作業に係る訓練

分類	項目	時間数*1	実施頻度
緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上
	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*2	3時間以上	

分類	項目	時間数*1	実施頻度
緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上
	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*2	3時間以上	

*1：実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。

*1：実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。

*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。

*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
別表第10(1) 試験炉規則に基づく記録（第34条関係）					別表第10(1) 試験炉規則に基づく記録（第34条関係）					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
1. 原子炉施設の検査記録					1. 原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					
イ 法第28条第1項の規定による使用前検査の結果（注1）	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	イ 使用前確認の結果（第2編第38条の2、第4編第16条の2、第5編第38条の2、第6編第37条の2）	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
ロ 法第29条第1項の規定による施設定期検査の結果（注1）	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（第2編第34条の5、第4編第10条の5、第5編第35条の5、第6編第34条の5）	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
ハ 試験炉規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果（第1編第16条、第2編第36条、第4編第17条、第5編第39条、第6編第38条）	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名（第2編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6、第4編第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の6、第5編第35条の2、第35条の3、第35条の4、第35条の6、第6編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6）	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 運転記録					2. 運転記録					
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度（第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度（第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間	
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量（第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間	ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量（第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間	
ハ 制御材の位置（第5編第5条、第34条、第6編	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間	ハ 制御材の位置（第5編第5条、第34条、第6編	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間	

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
第5条、第33条）					第5条、第33条）					注釈番号の繰上げ（以下同じ。）
ニ 再結合装置内の温度（注2）	運転中1時間ごと	—	—	—	ニ 再結合装置内の温度（注1）	運転中1時間ごと	—	—	—	
ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量（第5編第29条、第6編第27条）	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間	ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量（第5編第29条、第6編第27条）	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間	
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置（第5編第44条、第6編第8条、第6編第9条）	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間	ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置（第5編第44条、第6編第8条、第6編第9条）	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間	
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注2）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注1）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検（第5編第30条、第35条、第6編第30条、第34条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検（第5編第30条、第35条、第6編第30条、第34条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻（第5編第5条、第35条、第55条、第6編第5条、第34条、第53条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻（第5編第5条、第35条、第55条、第6編第5条、第34条、第53条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容（注4、注5）（第4編第11条、第23条、第5編第25条、第73条、第6編第25条、第69条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容（注3、注4）（第4編第11条、第23条、第5編第25条、第73条、第6編第25条、第69条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項（第5編第5条、第6編第5条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項（第5編第5条、第6編第5条）	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考		
3. 燃料体の記録				3. 燃料体の記録（ <u>試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。</u> ）				試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）		
イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡り量 （第5編第41条、第6編第41条、第43条）	受渡しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡り量 （第5編第41条、第6編第41条、第43条）	受渡しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長		JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第47条）	挿入の都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第47条）	挿入の都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長		JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間
ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第48条）	取出しの都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第48条）	取出しの都度	JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長		JMTRにおいては技術課長及び原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度 （第5編第7条、第6編第48条）	取出しの都度又は毎月1回	JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度 （第5編第7条、第6編第48条）	取出しの都度又は毎月1回	JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長		JMTRにおいては技術課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （第5編第42条、第43条、第6編第48条）	配置又は配置替えの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	5年間	ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （第5編第42条、第43条、第6編第48条）	配置又は配置替えの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長		JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	5年間
ヘ 使用済燃料の種類別の払出	払出しの都度	JMTRに	JMTRに	10年間	ヘ 使用済燃料の種類別の払出	払出しの都度	JMTRに		JMTRに	10年間

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考	
量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 (第5編第47条、第6編第50条)		おいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	おいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長		量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 (第5編第47条、第6編第50条)		おいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	おいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 (第5編第41条、第47条、第6編第43条、第47条、第48条)	挿入前及び取出後	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間	ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 (第5編第41条、第47条、第6編第43条、第47条、第48条)	挿入前及び取出後	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間
4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率 (第2編第20条)	毎日運転中1回 (法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回)	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	4. 放射線管理記録 イ 原子炉本体(法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、使用済燃料の貯蔵施設(法第43条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率 (第2編第20条)	毎日運転中1回 (法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回)	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第3編第5条、第7条)	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第3編第5条、第7条)	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間
ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度 (第2編第20条)	毎週1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度 (第2編第20条)	毎週1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女	1年間の線量にあつては毎年度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定め	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女	1年間の線量にあつては毎年度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定め

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考	
子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 （第2編第28条）	1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回		る期間	子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 （第2編第28条）	1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回		る期間		
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 （第2編第28条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 （左欄に掲げる当該1年間に以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 （第2編第28条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 （左欄に掲げる当該1年間に以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間
へ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 （第2編第24条、第25条、第26条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	へ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 （第2編第24条、第25条、第26条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 （第2編第10条、第28条）	その者が当該業務に就くとき	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 （第2編第10条、第28条）	その者が当該業務に就くとき	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間
チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 （第3編第2条）	運搬の都度	核燃料物質にあっては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	核燃料物質にあっては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	1年間	チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 （第3編第2条）	運搬の都度	核燃料物質にあっては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	核燃料物質にあっては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	1年間
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋	廃棄の都度	—	—	—	リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋	廃棄の都度	—	—	—

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (注3)					に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (注2)					注釈番号の繰上げ（以下同じ。）
又 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (注3)	封入又は固型化の都度	—	—	—	又 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (注2)	封入又は固型化の都度	—	—	—	
ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名 (第2編第21条)	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名 (第2編第21条)	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
5. 保守記録 イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名 (第4編第12条、第5編第34条、第6編第33条)	毎日1回（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合は毎週1回）	施設管理者	施設管理者	1年間	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (第1編第16条、第4編第16条、第17条、第5編第38条、第39条、第6編第37条、第38条)	修理の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	項番号の繰上げ（以下同じ。）
6. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及び方法並びに利用した種類及び量 (第5編第7条、第9条)	利用の都度	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	1年間	5. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及び方法並びに利用した種類及び量 (第5編第7条、第9条)	利用の都度	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	JMTRにおいては技術課長及び照射課長	1年間	
ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量 (第5編第7条、第9条)	利用の都度	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及	1年間	ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量 (第5編第7条、第9条)	利用の都度	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及	JMTRにおいては技術課長、原子炉課長及	1年間	

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
7. 原子炉施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	6. 原子炉施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	試験炉規則の改正に伴う変更
	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間		その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間		その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間		その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
8. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。） イ 風向及び風速 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	7. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。） イ 風向及び風速 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	項番号の繰上げ（以下同じ。）
	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間		連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	
	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間		連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	
9. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	8. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	記載の適正化（以下同じ。）
	実施の都度	室長及び各課長	室長及び各課長	3年間		実施の都度	原子力施設検査室長、 廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、 廃止措置準備室長及び各課長	3年間	
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	室長及び各	室長及び各	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	原子力施設	原子力施設	3年間	試験炉規則の改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
(第1編第23条)		課長	課長		(第1編第23条)		検査室長、 廃止措置準備室長及び各課長	検査室長、 廃止措置準備室長及び各課長		
10. 原子炉施設の定期的な評価の結果					9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	二	二	法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
イ 原子炉の運転開始から10年を超えない期間ごとに原子炉施設における保安活動の実施状況の評価の結果及び原子炉施設における保安活動への最新の技術知見の反映状況の評価の結果 (第1編第38条、第40条)	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果 (第1編第37条)	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	
ロ 原子炉の運転開始から30年を経過するまでに経年変化に関する技術的な評価の結果 (第1編第38条)	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
ハ 原子炉の運転開始から30年を経過するまでに経年変化に関する技術的な評価の結果に基づく原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画 (第1編第38条)	策定の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
11. 品質保証計画 (第1編第14条)	策定及び改定の都度	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	次の改定の後3年間	11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	

変更前（現行）					変更後（補正後）				備考
							原子力施設 検査室長、 廃止措置準 備室長及び 各課長	原子力施設 検査室長、 廃止措置準 備室長及び 各課長	
<p>注1：第1編第16条の検査及び試験に関する規定が関連する。</p> <p>注2：該当設備がないため実施しない。</p> <p>注3：許可を受けていないため実施しない。</p> <p>注4：原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>注5：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。</p> <p>別表第10（2）（省略）</p>					<p>（削る）</p> <p>注1：該当設備がないため実施しない。</p> <p>注2：許可を受けていないため実施しない。</p> <p>注3：原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。</p> <p>別表第10（2）（変更なし）</p>				<p>品質マネジメントシステムの見直しに伴い削除 注釈番号の繰上げ</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>別図 原子炉施設の管理組織（第5条関係）</p>	<p>別図第1 原子炉施設の管理組織（第5条関係）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴い、契約部長、管理部長及び調達課長を追加</p> <p>独立検査組織の設置に伴い、原子力施設検査室長を追加</p> <p>各部の検討会・委員会は下部要領で規定するため削除</p>

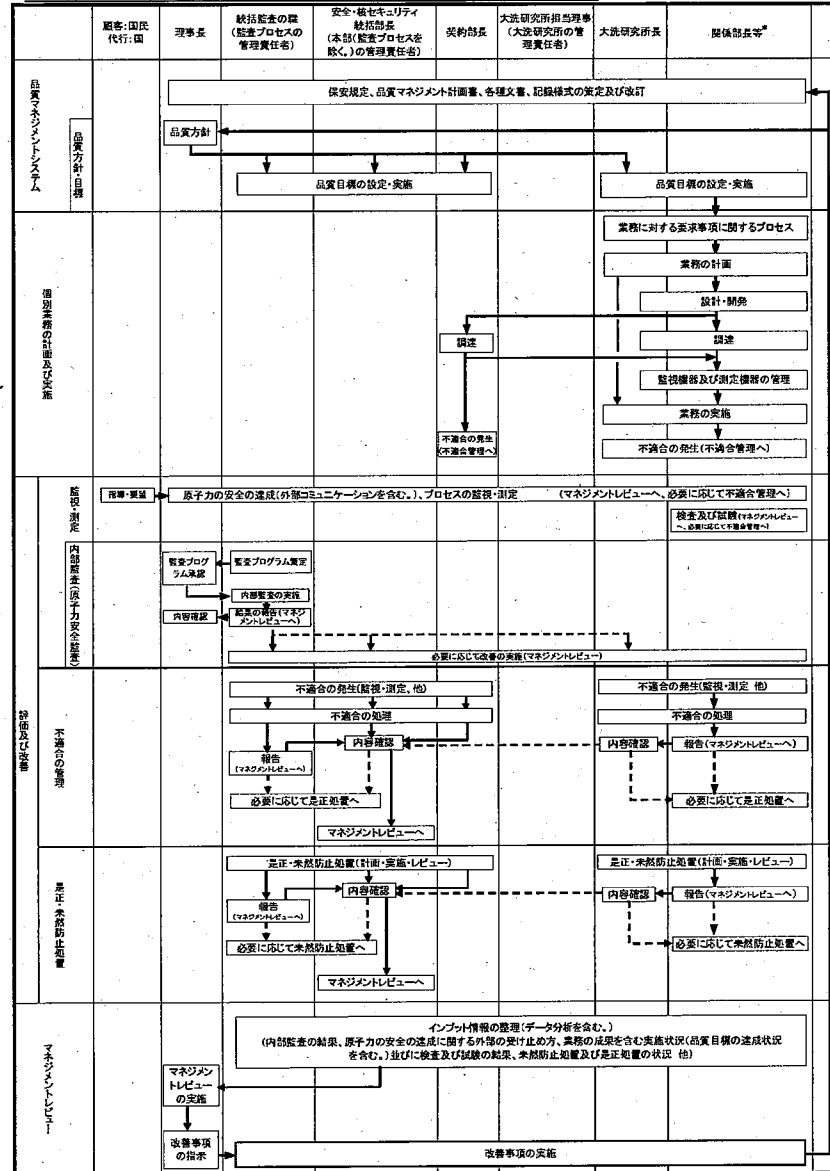
変更前（現行）

変更後（補正後）

備考

（新設）

別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第14条関係）



品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメント体系図を追加

※：原子力施設検査室長、高エネルギー研究開発センター長、環境技術開発センター長、保安管理部長、放射線管理部長、管理部長、高エネルギー試験研究部長、材料試験部長、環境保全部長
 →：基本的な流れ - - ->：必要に応じた流れ

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第3 品質マネジメントシステムプロセス関連図（第1.4条関係）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム（4.1一般要求事項）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 マネジメントシステムの計画</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>Do</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>運転管理、核燃料物質等の管理、放射線管理、放射性廃棄物の管理、保守管理、非常の場合に講ずべき処置</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>Check, Act</p> <p>8. 評価及び改善（8.1一般）</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>基本プロセス</p> <p>中プロセス</p> <p>中プロセス</p> <p>→：明確な関連</p> <p>- - -：理解上重要な関連</p>	<p>品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステムプロセス関連図を追加</p>

第2編 放射線管理

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>（管理区域）</p> <p>第2条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。</p> <p>2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。</p> <p>第3条～第10条 （省略）</p> <p>（管理区域の出入り管理）</p> <p>第11条 管理区域管理者は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、その目的等を確認し、管理区域における遵守事項などの指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</p> <p>3 管理区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示する。</p> <p>4 管理区域管理者は、第2項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長へ通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し本人に通知する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第2項第5号の汚染検査において異常が発見された場合は、課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>（管理区域）</p> <p>第2条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。</p> <p>2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。</p> <p><u>4 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</u></p> <p>第3条～第10条 （変更なし）</p> <p>（管理区域の出入り管理）</p> <p>第11条 管理区域管理者は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、その目的等を確認し、管理区域における遵守事項などの指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に別表第4に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。</p> <p>3 管理区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示する。</p> <p>4 管理区域管理者は、第2項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長へ通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し本人に通知する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第2項第5号の汚染検査において異常が発見された場合は、課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>管理区域の解除に係る措置を追加</p> <p>管理区域から退出する者の表面密度の基準を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>8 課長は、前項の通知を受けたときは、第21条の2第4項の規定により措置する。</p> <p>第12条～第16条（省略）</p> <p>（管理区域外への物品の持ち出し）</p> <p>第17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質等を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第4に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第5に掲げる値を超えないようにする。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第4に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されているときは、この限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5に掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第4に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等 （放射線作業計画）</p> <p>第18条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>2 課長は、放射線作業を行うときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講ずる。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>3 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>第19条～第22条（省略）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第23条～第30条（省略）</p> <p>第3章 環境監視</p> <p>第31条（省略）</p>	<p>8 課長は、前項の通知を受けたときは、第21条の2第4項の規定により措置する。</p> <p>第12条～第16条（変更なし）</p> <p>（管理区域外への物品の持ち出し）</p> <p>第17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質等を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第5の1に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第5の2に掲げる値を超えないようにする。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第5の1に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されているときは、この限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5の2に掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第5の1に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等 （放射線作業計画）</p> <p>第18条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>2 課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講ずる。</u></p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>3 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>第19条～第22条（変更なし）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第23条～第30条（変更なし）</p> <p>第3章 環境監視</p> <p>第31条（変更なし）</p>	<p>表番号の変更（以下同じ。）</p> <p>ALARAの精神に基づき管理することを追加</p>

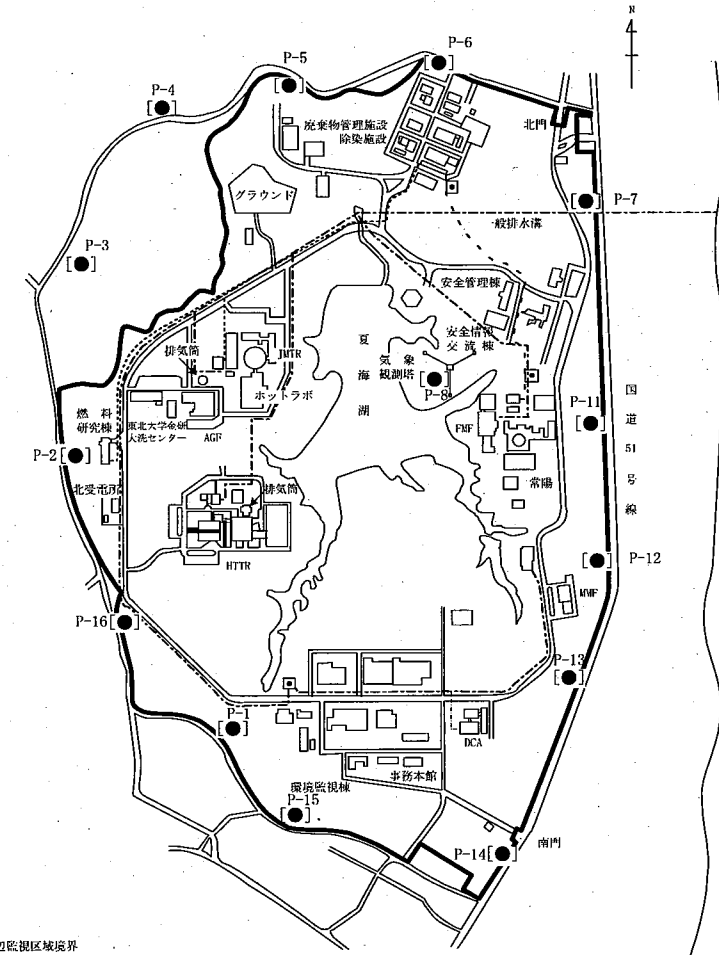
変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(<u>周辺監視区域内外における線量率等の測定</u>)</p> <p>第32条 <u>環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第2に示す地点について、別表第13に掲げるところにより、線量率を測定する。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測する。</u></p> <p>第33条・第34条 (省略)</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>平常時の環境放射線モニタリング</u>)</p> <p>第32条 <u>環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測する。</u></p> <p>第33条・第34条 (変更なし)</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 (<u>施設管理目標の策定</u>)</p> <p>第34条の2 <u>放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する</u></p> <p>2 <u>放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</u></p> <p>(<u>施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定</u>)</p> <p>第34条の3 <u>環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p>4 <u>環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</u></p> <p>(<u>施設管理実施計画等の策定</u>)</p> <p>第34条の4 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p>	<p>平常時の環境放射線モニタリング計画を立案し、同計画に基づき測定・評価を行う運用へ変更</p> <p>法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p>	
(新設)	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第34条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p>	法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加
(新設)	<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第34条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>	法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加
<p>(放射線測定機器の点検)</p> <p>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回点検する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合であっても、毎月1回点検するものとする。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回点検する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器について年1回の自主検査を行う。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	<p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合であっても、毎月1回巡視するものとする。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回巡視する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	法令改正に伴う記載の適正化（以下同じ。）
(施設定期自主検査)	第36条 削除	定期事業者検査の実施に関する事項を施設編に規定することから削除
<p>第36条 放射線管理第2課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、施設定期検査を受ける時期ごとに別表第14に掲げる放射線測定機器の施設定期自主検査を行う。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の施設定期自主検査を終了したときは、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、第4編別表第6及び別表第7に掲げるものについては廃棄物管理課長に、第5編別表第27及び別表第28に掲げるものについ</p>		

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>ては原子炉課長に、第6編別表第2.2及び別表第2.3に掲げるものについてはHTR運転管理課長に通知する。</p> <p>（施設定期自主検査の実施計画）</p> <p>第37条 放射線管理第2課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、放射線管理部長の承認を受ける。これを変更するときも同様とする。ただし、第3号に定める予定期間の変更についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、機器の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、第1項の承認を受けたときは、当該施設に係る本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>（改造に係る措置）</p> <p>第38条 放射線管理第2課長は、放射線管理施設の改造を行おうとする場合において、その改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うものであるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした改造計画を作成し、放射線管理部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 改造する施設、装置又は機器等の名称</p> <p>(2) 改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の承認をしようとする場合は、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとする場合は、別表第1.5に掲げる計画同意者の同意を得る。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、第1項の承認を受けたとき及び改造計画に基づく作業を終了したときは、関係のある課長に通知する。</p>	<p>第37条 削除</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第38条 放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認められた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、当該施設に係る部長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第3項の承認を得たときは、関係のある課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p>定期事業者検査の実施に関する事項を施設編に規定することから削除</p> <p>修理及び改造に関する事項の明確化及び記載の適正化</p> <p>法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第39条 放射線管理第2課長は、第35条第2項の点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講じるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長、当該施設の施設管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>第5章 削除</p> <p>第40条 削除</p> <p>第6章 放射線管理部品質保証技術検討会 (放射線管理部品質保証技術検討会)</p> <p>第41条 放射線管理部に、放射線管理部品質保証技術検討会を設置する。</p> <p>2 放射線管理部品質保証技術検討会は、次の各号にかかる事項について放射線管理部長の諮問に応じ審議する。</p> <p>(1) 第38条第1項に規定する改造計画</p> <p>(2) 放射線管理施設の品質保証に関する事項</p> <p>3 放射線管理部長は、放射線管理部品質保証技術検討会の審議結果を尊重する。</p>	<p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に通知するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>(放射線測定機器の巡視において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第39条 放射線管理第2課長は、第35条第2項の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講じるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長、当該施設の施設管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>部の検討会は下部要領で規定するため削除</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考																								
別表第1～別表第3（省略）	別表第1～別表第3（変更なし）																									
(新設)	別表第4 管理区域からの退出者に係る表面密度（第11条関係）	管理区域から退出する者の表面密度の基準を追加																								
別表第4 持出物品に係る表面密度限度（第17条関係） (省略)	<table border="1" data-bbox="1019 300 1736 359"> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> </tr> <tr> <td>0.4Bq/cm²</td> <td>4Bq/cm²</td> </tr> </table>	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4Bq/cm ²	4Bq/cm ²																					
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																									
0.4Bq/cm ²	4Bq/cm ²																									
別表第5 持出物品に係る表面密度（第17条関係） (省略)	別表第5の1 持出物品に係る表面密度限度（第17条関係） (変更なし)	表番号の変更																								
別表第6～別表第12（省略）	別表第5の2 持出物品に係る表面密度（第17条関係） (変更なし)	表番号の変更																								
別表第13 周辺監視区域及びその周辺区域における線量率の測定並びに放射線測定機器（第32条、第35条関係）	別表第13 周辺監視区域、その周辺区域における線量率の測定及び放射線測定機器並びに使用方法（第35条関係）	表タイトルの適正化																								
<table border="1" data-bbox="116 699 981 821"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定ひん度</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>別図第2に示す箇所</td> <td>10⁻²～10⁵ μGy/h</td> <td>14</td> <td>週1回</td> <td>空気吸収ガンマ線量率</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定ひん度	測定線種	モニタリングポスト	別図第2に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	週1回	空気吸収ガンマ線量率	<table border="1" data-bbox="1008 699 1863 821"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>(削る)</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所</td> <td>10⁻²～10⁵ μGy/h</td> <td>14</td> <td>(削る)</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	(削る)	測定線種	モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	(削る)	ガンマ線	測定ひん度は環境放射線モニタリングに記載するため削る。記載の適正化
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定ひん度	測定線種																					
モニタリングポスト	別図第2に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	週1回	空気吸収ガンマ線量率																					
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	(削る)	測定線種																					
モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	(削る)	ガンマ線																					
別表第14 放射線測定機器の施設定期自主検査（第36条関係）	(削る)	第36条の見直しに伴う別表の削除																								
<table border="1" data-bbox="129 909 981 1053"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編別表第6、第5編別表第27、第6編別表第22に掲げる放射線測定機器</td> <td>校正検査（指示精度検査及び線源校正検査） 警報作動検査</td> </tr> <tr> <td>第4編別表第7、第5編別表第28、第6編別表第23に掲げる放射線測定機器</td> <td>校正検査（線源校正検査） 警報作動検査 注）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）警報作動検査についてはサーベイメータを除く。</p>	対象機器	検査項目	第4編別表第6、第5編別表第27、第6編別表第22に掲げる放射線測定機器	校正検査（指示精度検査及び線源校正検査） 警報作動検査	第4編別表第7、第5編別表第28、第6編別表第23に掲げる放射線測定機器	校正検査（線源校正検査） 警報作動検査 注）	(削る)	第38条の見直しに伴う別表の削除																		
対象機器	検査項目																									
第4編別表第6、第5編別表第27、第6編別表第22に掲げる放射線測定機器	校正検査（指示精度検査及び線源校正検査） 警報作動検査																									
第4編別表第7、第5編別表第28、第6編別表第23に掲げる放射線測定機器	校正検査（線源校正検査） 警報作動検査 注）																									
別表第15 改造計画（第38条関係）	(削る)	第38条の見直しに伴う別表の削除																								
<table border="1" data-bbox="129 1165 734 1252"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>計画同意者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該施設に係る放射線管理施設</td> <td>当該施設に係る部長 当該施設に係る原子炉主任技術者</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	計画同意者	当該施設に係る放射線管理施設	当該施設に係る部長 当該施設に係る原子炉主任技術者																						
施設区分	計画同意者																									
当該施設に係る放射線管理施設	当該施設に係る部長 当該施設に係る原子炉主任技術者																									
別図第1（その1）～別図第1（その3）（省略）	別図第1（その1）～別図第1（その3）（変更なし）																									

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第2 周辺監視区域及び空気吸収線量率等測定点</p>  <p>別記様式第1～別記様式第4（省略）</p>	<p>別図第2 周辺監視区域</p> <p style="text-align: center;">（変更なし）</p> <p>別記様式第1～別記様式第4（変更なし）</p>	<p>第32条の見直しに伴い図タイトルを変更</p>

第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考												
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第1条・第2条 （省略）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第3条 （省略）</p> <p>（液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）</p> <p>第4条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第6条 気体廃棄物の管理者は、原子炉施設から放出する気体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>2 気体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、法令で定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下とする。</p> <p>第7条～第9条 （省略）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理</p> <p>第10条～第14条の2 （省略）</p> <p>別表第1～別表第5 （省略）</p> <p>別表第6 液体廃棄物の放出管理目標値（第5、8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="125 1230 495 1318"> <tr> <th>核種</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> <tr> <td>³H以外の核種</td> <td>2.2GBq/年 注)</td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>3.7TBq/年</td> </tr> </table> <p>注) ただし、⁶⁰Co及び¹³⁷Csについては、それぞれ220MBq/年及び1.8GBq/年とする。</p> <p>別表第7～別表第10 （省略）</p>	核種	放出管理目標値	³ H以外の核種	2.2GBq/年 注)	³ H	3.7TBq/年	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第1条・第2条 （変更なし）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第3条 （変更なし）</p> <p>（液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）</p> <p>第4条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。</p> <p><u>2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>第5条 （変更なし）</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第6条 気体廃棄物の管理者は、原子炉施設から放出する気体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>2 気体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、法令で定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下とする。</p> <p>第7条～第9条 （変更なし）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理</p> <p>第10条～第14条の2 （変更なし）</p> <p>別表第1～別表第5 （変更なし）</p> <p>別表第6 液体廃棄物の放出管理目標値（第4、5、8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1014 1230 1384 1318"> <tr> <th>核種</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> <tr> <td>³H以外の核種</td> <td>2.2GBq/年 注)</td> </tr> <tr> <td>³H</td> <td>3.7TBq/年</td> </tr> </table> <p>注) ただし、⁶⁰Co及び¹³⁷Csについては、それぞれ220MBq/年及び1.8GBq/年とする。</p> <p>別表第7～別表第10 （変更なし）</p>	核種	放出管理目標値	³ H以外の核種	2.2GBq/年 注)	³ H	3.7TBq/年	<p>備考</p> <p>ALARAの精神に基づき管理することを追加（以下同じ。）</p> <p>記載の適正化</p>
核種	放出管理目標値													
³ H以外の核種	2.2GBq/年 注)													
³ H	3.7TBq/年													
核種	放出管理目標値													
³ H以外の核種	2.2GBq/年 注)													
³ H	3.7TBq/年													

第4編 共用施設

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第4編 共用施設 第1章 通則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p><u>（環境保全部品質保証技術検討会）</u> 第2条 環境保全部に環境保全部品質保証技術検討会を置く。 2 環境保全部品質保証技術検討会は、次の各号に掲げる事項について環境保全部長の諮問に応じ審議する。 (1) 第4条第1項に掲げる手引の作成及び変更 (2) 第16条第1項に掲げる修理及び改造計画 (3) 共用施設の品質保証に関する事項 3 環境保全部長は、環境保全部品質保証技術検討会の審議の結果を尊重する。</p> <p>第3条～第6条 （省略）</p> <p>第2章 管理</p> <p>第7条・第8条 （省略）</p> <p>第2節 除染</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>（除染作業に係る点検） 第10条 廃棄物管理課長は、機器等の除染に係る作業開始前、作業中及び作業終了後に除染施設について、別表第2に掲げる設備を点検する。</p> <p>第3章 保守管理 （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第4編 共用施設 第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>第2条 削除</p> <p>第3条～第6条 （変更なし）</p> <p>第2章 管理</p> <p>第7条・第8条 （変更なし）</p> <p>第2節 除染</p> <p>第9条 （変更なし）</p> <p>（除染作業に係る点検又は巡視） 第10条 廃棄物管理課長は、機器等の除染に係る作業開始前、作業中及び作業終了後に除染施設について、別表第2に掲げる設備を点検（作業中にある場合は巡視）する。</p> <p>第3章 保守管理 （施設管理目標の策定） 第10条の2 環境保全部長及び放射線管理部長は、共用施設について、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。 2 環境保全部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのち所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 3 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定） 第10条の3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を</p>	<p>部の検討会は下部要領で規定するため削除</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定に関する事項を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p>	<p>得る。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 共用施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 共用施設の巡視（共用施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（共用施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 共用施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 共用施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 共用施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 共用施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加</p>
<p>(新設)</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第10条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p>	<p>法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加</p>
<p>(新設)</p>	<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第10条の6 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>	<p>法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加</p>
<p>第11条（省略）</p> <p>（巡視及び点検）</p> <p>第12条 廃棄物管理課長は、別表第4に掲げるところにより巡視し、点検する。</p>	<p>第11条（変更なし）</p> <p>（巡視）</p> <p>第12条 廃棄物管理課長は、別表第4に掲げるところにより巡視する。</p>	<p>法令改正に伴う記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(地震後の措置) 第13条</p> <p>廃棄物管理課長は、震度4以上の地震が発生した場合は、<u>すみやかに施設を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。</u></p> <p>(施設定期自主検査) 第14条 廃棄物管理課長は、別表第5に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに施設定期自主検査を行う。</p> <p>(施設定期自主検査の実施計画) 第15条 廃棄物管理課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、環境保全部長の承認を受ける。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第3号に定める予定期間については、この限りではない。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間 2 環境保全部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を</p>	<p>(地震又は火災時の措置) 第13条 <u>地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長は本体施設等、放射線管理第2課長は別表第6及び別表第7に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</u> (1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。 (2) 火災が発生した場合は、<u>早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。</u> 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報する。 3 廃棄物管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を環境保全部長に通報する。</p> <p>(定期事業者検査) 第14条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。 3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。 4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知する。 5 廃棄物管理課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第15条 削除</p>	<p>火災時の措置を追加</p> <p>事象発生時の通報を追加</p> <p>法令改正に伴い、定期事業者検査の実施に関する事項を追加</p> <p>定期事業者検査の実施に関する事項を第14条に規定することから削除</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>得る。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は、共用施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、共用施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした共用施設の修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第2項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（新設）</p>	<p>（修理及び改造）</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p>	<p>修理及び改造に関する事項の明確化</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>修理及び改造に関する事項の明確化</p> <p>法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第17条 廃棄物管理課長は、第14条の<u>施設定期自主検査</u>を終了したとき及び前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を環境保全部長に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。廃棄物管理課長が第2編第36条第2項の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>2. 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検、第12条の巡視及び点検並びに第13条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。</p> <p>2. 廃棄物管理課長は、第2編第39条の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じる。</p> <p>3. 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果、その異常が共用施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。</p> <p>4. 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5. 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>第5章 放射線管理</p> <p>第21条～第23条 (省略)</p>	<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第17条 廃棄物管理課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2. 放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>3. 廃棄物管理課長は、第16条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4. 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5. 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第18条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検(作業中であつては巡視)、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。</p> <p>2. 廃棄物管理課長は、第2編第39条の規定により放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じる。</p> <p>3. 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果、その異常が共用施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。</p> <p>4. 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5. 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>第20条 (変更なし)</p> <p>第5章 放射線管理</p> <p>第21条～第23条 (変更なし)</p>	<p>法令改正に伴い、保守結果の報告に関する事項の見直し</p> <p>記載の適正化</p> <p>火災時に異常を認めた場合の措置を追加</p>

変更前（現行）		変更後（補正後）		備考							
別表第1（省略）		別表第1（変更なし）		法令改正に伴う記載の適正化							
別表第2 除染作業時の点検（第3条、第10条関係）		別表第2 除染作業時の点検又は巡視（第3条、第10条関係）									
施設	設備等	施設	設備等								
本体施設	除染処理設備	本体施設	除染処理設備								
特定施設	電源設備	特定施設	電源設備								
	空気圧縮設備		空気圧縮設備								
	気体廃棄設備		気体廃棄設備								
別表第3（省略）		別表第3（変更なし）									
別表第4 巡視及び点検（第12条関係）		別表第4 巡視（第12条関係）			法令改正に伴う記載の適正化						
施設	設備等	機器	点検項目		頻度	施設	設備等	機器	項目	頻度	
本体施設	除染処理設備	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/日（運転中）	本体施設	除染処理設備	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/日（運転中）		
		貯槽、タンク、サンピット、配管、弁類	(1) 外観 (2) 液位の異常	1回/日（運転中）			貯槽、タンク、サンピット、配管、弁類	(1) 外観 (2) 液位の異常	1回/日（運転中）		
		建家類	外観	1回/月			建家類	外観	1回/月		
特定施設	電源設備 空気圧縮設備 気体廃棄設備	ファン、圧縮機等回転機類	(1) 外観 (2) 温度 (3) 異常臭 (4) 異常振動	1回/日（運転中）	特定施設	電源設備 空気圧縮設備 気体廃棄設備	ファン、圧縮機等回転機類	(1) 外観 (2) 温度 (3) 異常臭 (4) 異常振動	1回/日（運転中）		
		配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/日（運転中）			配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回/日（運転中）		
		フィルタ、配管、弁類	外観	1回/日（運転中）			フィルタ、配管、弁類	外観	1回/日（運転中）		
		JMTR系統廃液輸送管	配管、弁類、マンホール	外観			1回/月	JMTR系統廃液輸送管	配管、弁類、マンホール	外観	1回/月
		廃液移送容器	タンク、弁類	外観			1回/日（運転中）	廃液移送容器	タンク、弁類	外観	1回/日（運転中）
ただし、運転中1回/日の頻度で巡視及び点検を行うこととしている設備等が停止している場合は、1回/月の頻度で巡視及び点検を行うこととする。					ただし、運転中1回/日の頻度で巡視を行うこととしている設備等が停止している場合は、1回/月の頻度で巡視を行うこととする。						
別表第5 施設定期自主検査項目（第14条関係）		別表第5 削除		第14条の変更に伴う表の削除							
施設	設備等	機器等	検査項目								
特定施設	気体廃棄設備	ファン	作動検査								
		フィルタ	捕集効率検査								
	JMTR系統廃液輸送管	配管類	漏えい検査								
		マンホール	外観検査								
廃液移送容器	タンク	漏えい検査									

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考																																						
別表第6 放射線測定機器及び測定箇所（第22条関係） （省略）	別表第6 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第22条関係） （変更なし）	記載の適正化																																						
別表第7 放射線測定機器及び設置箇所（第22条関係） <table border="1" data-bbox="123 331 958 507"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>管理区域出入口</td> <td>1</td> <td>手、足、衣服等の表面密度の検査</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">除染施設内</td> <td>1</td> <td>床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td>1</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の検査	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	除染施設内	1	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ	1	線量当量率の測定	ガンマ線	別表第7 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第22条関係） <table border="1" data-bbox="1010 331 1845 507"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>管理区域出入口</td> <td>1</td> <td>手、足、衣服等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">除染施設内</td> <td>1</td> <td>床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td>1</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	除染施設内	1	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ	1	線量当量率の測定	ガンマ線	記載の適正化
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																				
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の検査	ベータ線																																				
表面汚染検査用サーベイメータ	除染施設内	1	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線																																				
ガンマ線サーベイメータ		1	線量当量率の測定	ガンマ線																																				
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																				
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線																																				
表面汚染検査用サーベイメータ	除染施設内	1	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線																																				
ガンマ線サーベイメータ		1	線量当量率の測定	ガンマ線																																				
別表第8 （省略）	別表第8 （変更なし）																																							
別図第1～別図第2（その2） （省略）	別図第1～別図第2（その2） （変更なし）																																							

第5編 JMTRの管理

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p><u>（材料試験炉部品質保証技術検討会）</u> 第2条 材料試験炉部には、材料試験炉部品質保証技術検討会を設置する。 2 材料試験炉部品質保証技術検討会は、次の各号に掲げる事項について材料試験炉部長の諮問に応じ審議する。 (1) 第4条第1項に定める運転手引 (2) 第14条第1項に定める特殊試験計画（以下この編において「特殊試験計画」という。） (3) 第38条第2項に定める修理及び改造 (4) JMTR原子炉施設の品質保証に関する事項 (5) JMTR原子炉施設の定期的な評価に関する事項 3 材料試験炉部長は、材料試験炉部品質保証技術検討会の審議の結果を尊重する。</p> <p>第3条～第5条 （省略）</p> <p><u>（年間運転計画）</u> 第6条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJMTRの年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。 (1) 運転の予定期間 (2) 施設定期自主検査の予定期間 (3) 法第27条に定める認可申請（以下この編において「設計及び工事の方法の認可申請」という。）を伴う本体施設等、照射設備及び放射線管理施設の修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。 3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第7条～第14条 （省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第15条 （省略）</p>	<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第3条～第5条 （変更なし）</p> <p><u>（年間運転計画）</u> 第6条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJMTRの年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。 (1) 運転の予定期間 (2) 定期事業者検査の予定期間 (3) 法第27条に定める認可申請を伴う本体施設等、照射設備及び放射線管理施設の修理及び改造の項目並びに予定期間 (4) <u>試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</u> 2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。 3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第7条～第14条 （変更なし）</p> <p><u>（設計想定事象が発生した場合の措置）</u> 第14条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転手引に定め実施する。</p> <p>第15条 （変更なし）</p>	<p>部の検討会は下部要領で規定するため削除</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化 記載の適正化</p> <p>第35条の4第3項の追加に伴う号の追加</p> <p>設計想定事象が発生した場合の措置の追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第2章 運転管理</p> <p>第16条～第29条（省略）</p> <p>第4節 運転</p> <p>第30条～第33条（省略）</p> <p>（運転中の巡視及び点検）</p> <p>第34条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第18に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視し、点検する。</p> <p>2 照射課長は、原子炉の運転中、別表第19に掲げる設備及び装置について1日1回以上巡視し、点検する。</p> <p>第35条（省略）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第2章 運転管理</p> <p>第16条～第29条（変更なし）</p> <p>第4節 運転</p> <p>第30条～第33条（変更なし）</p> <p>（運転中の巡視）</p> <p>第34条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第18に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視する。</p> <p>2 照射課長は、原子炉の運転中、別表第19に掲げる設備及び装置について1日1回以上巡視する。</p> <p>第35条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>（施設管理目標の策定）</p> <p>第35条の2 材料試験炉部長及び放射線管理部長は、JMTRについて、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第35条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉課長は、第2項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第35条の4 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p>	<p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、第6条の定めにより作成する年間運転計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>6 原子炉課長は、第4項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	
(新設)	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第35条の5 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p>	法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加
(新設)	<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第35条の6 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>	法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第36条 原子炉課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設等に係る施設定期自主検査を行う。ただし、第38条第2項に規定する修理及び改造中の施設、設備、装置、機器等についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 計測制御系統施設の緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(2) 計測制御系統施設について、緊急遮断のための性能検査を毎月1回以上行うこと。ただし、施設定期自主検査及び第38条第2項に基づく修理及び改造により緊急遮断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 別表第20及び別表第26に掲げる計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p>第36条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p>	法令改正に伴い、定期事業者検査の実施に関する事項を追加

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(4) 別表第2 1に掲げるところにより、保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>2 照射課長は、次の各号に掲げるところにより照射設備に係る施設定期自主検査を行う。ただし、第3 8条第2項に規定する修理及び改造中の施設、設備、装置、機器等についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 別表第2 2に掲げる計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(2) 別表第2 3に掲げるところにより保安上特に管理を必要とする装置の性能が維持されているかどうかについての検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第3 7条 原子炉課長及び照射課長は、前条の施設定期自主検査（前条第1項第2号に定める緊急遮断のための性能検査については除く）を行おうとする場合はそれぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等施設定期自主検査実施計画及び照射設備施設定期自主検査実施計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第3号に定める予定期間については、この限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 照射課長は、第1項の承認を得た場合は、原子炉課長に通知する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第3 8条 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画並びに照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 照射課長は、第2項の承認を得た場合は、原子炉課長に通知する。</p>	<p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第3 7条 削除</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第3 8条 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画又は照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>定期事業者検査の実施に関する事項を第3 6条に規定することから削除</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化 修理及び改造に関する事項の明確化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(新設)</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第39条 原子炉課長及び照射課長は、それぞれ、第36条の施設定期自主検査を終了した場合又は前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告するとともに、照射課長は原子炉課長に通知する。原子炉課長が第2編第36条第2項の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査等結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。ただし、第36条第1項第2号に定</p>	<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長及び照射課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第39条 原子炉課長及び照射課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第38条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第38条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>	<p>法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、保守結果の報告に関する事項の見直し</p> <p>第36条の変更に伴うただし書きの削除</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>める緊急遮断のための性能検査については、所長及び環境センター長への報告を省略することができる。</p> <p>（停止中の巡視及び点検）</p> <p>第40条 原子炉課長は、原子炉の停止中、別表第24に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視し、点検する。</p> <p>第4章 燃料要素等の管理</p> <p>第41条 （省略）</p> <p>（燃料要素等の貯蔵）</p> <p>第42条 原子炉課長は、燃料要素及びJMTRCで使用した燃料（以下この編において「燃料要素等」という。）を貯蔵する場合は、別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵しない。</p> <p>2 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設に制限量を表示する。</p> <p>3 原子炉課長は、未使用燃料要素の貯蔵施設に施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理の業務に従事する者以外の者が立ち入る場合には、核燃料管理の業務に従事する者の指示に従わず。</p> <p>4 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設の目に付きやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 原子炉課長は、原子炉停止中において炉プール、カナル、SFCプール及びCFプール²の水位を基準水位より50mm以上低下させないように努める。ただし、あらかじめ本体施設等運転実施計画又は本体施設等炉停止中作業計画で定められた場合は、この限りではない。</p> <p>第43条～第47条 （省略）</p> <p>第5章 キャプセル等の管理</p> <p>第48条～第52条 （省略）</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第53条～第62条 （省略）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 （運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び点検並びに第69条の地震後の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び点検並びに第69条の地震後の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大</p>	<p>（停止中の巡視）</p> <p>第40条 原子炉課長は、原子炉の停止中、別表第24に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視する。</p> <p>第4章 燃料要素等の管理</p> <p>第41条 （変更なし）</p> <p>（燃料要素等の貯蔵）</p> <p>第42条 原子炉課長は、燃料要素及びJMTRCで使用した燃料（以下この編において「燃料要素等」という。）を貯蔵する場合は、<u>臨界に達しないようにするため、</u>別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵しない。</p> <p>2 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設に制限量を表示する。</p> <p>3 原子炉課長は、未使用燃料要素の貯蔵施設に施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理の業務に従事する者以外の者が立ち入る場合には、核燃料管理の業務に従事する者の指示に従わず。</p> <p>4 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設の目に付きやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 原子炉課長は、原子炉停止中において炉プール、カナル、SFCプール及びCFプール²の水位を基準水位より50mm以上低下させないように努める。ただし、あらかじめ本体施設等運転実施計画又は本体施設等炉停止中作業計画で定められた場合は、この限りではない。</p> <p>第43条～第47条 （変更なし）</p> <p>第5章 キャプセル等の管理</p> <p>第48条～第52条 （変更なし）</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第53条～第62条 （変更なし）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 （運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大</p>	<p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>貯蔵において臨界に達しない措置を講じることを追加</p> <p>記載の適正化 火災時に異常を認めた場合の措置を追加（以下同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>大防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、前項の通報を受けた場合、及び第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともに、原子炉課長に通報する。</p> <p>4 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>5 原子炉課長は、第1項及び第3項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講ずるよう原子炉課長に指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>7 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>8 原子炉課長は、第6項の指示を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講じる。</p>	<p>防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、前項の通報を受けた場合、及び第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともに、原子炉課長に通報する。</p> <p>4 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>5 原子炉課長は、第1項及び第3項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講ずるよう原子炉課長に指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>7 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>8 原子炉課長は、第6項の指示を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>（停止中の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止後の措置並びに第40条第1項の停止中の巡視及び点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、JMTRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	<p>（停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止後の措置及び第40条第1項の停止中の巡視並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、JMTRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>火災時に異常を認めた場合の措置を追加（以下同じ。）</p>
<p>第65条～第68条（省略）</p> <p>第6節 地震後の措置 （地震後の措置）</p> <p>第69条 震度4以上の地震が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備、放射線管理第2課長は別表第27及び別表第28に掲げる放射線管理設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。</p>	<p>第65条～第68条（変更なし）</p> <p>第6節 地震又は火災時の措置 （地震又は火災時の措置）</p> <p>第69条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備、放射線管理第2課長は別表第27及び別表第28に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。</p>	<p>火災時の措置を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>第70条（省略）</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第71条～第73条（省略）</p>	<p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>第70条（変更なし）</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第71条～第73条（変更なし）</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考																																								
<p>別表第1～別表第17（省略）</p> <p>別表第18 原子炉運転中の本体施設等の巡視及び点検（第34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 268 600 646"> <tr><td>施設等</td><td>系統及び設備</td></tr> <tr><td rowspan="4">原子炉冷却系統施設</td><td>一次冷却系統</td></tr> <tr><td>二次冷却系統</td></tr> <tr><td>プールカナル循環系統</td></tr> <tr><td>UCL系統</td></tr> <tr><td rowspan="4">制御材駆動設備等</td><td>計装設備</td></tr> <tr><td>制御設備</td></tr> <tr><td>バックアップスクラム装置</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td rowspan="7">電源、給排水及び給排気施設等</td><td>電源系統</td></tr> <tr><td>排水系統</td></tr> <tr><td>タンクヤード</td></tr> <tr><td>純水系統</td></tr> <tr><td>給排気系統</td></tr> <tr><td>空気系統</td></tr> <tr><td>N₂ガス系統</td></tr> </table>	施設等	系統及び設備	原子炉冷却系統施設	一次冷却系統	二次冷却系統	プールカナル循環系統	UCL系統	制御材駆動設備等	計装設備	制御設備	バックアップスクラム装置		電源、給排水及び給排気施設等	電源系統	排水系統	タンクヤード	純水系統	給排気系統	空気系統	N ₂ ガス系統	<p>別表第1～別表第17（変更なし）</p> <p>別表第18 原子炉運転中の本体施設等の巡視（第34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1012 268 1482 646"> <tr><td>施設等</td><td>系統及び設備</td></tr> <tr><td rowspan="4">原子炉冷却系統施設</td><td>一次冷却系統</td></tr> <tr><td>二次冷却系統</td></tr> <tr><td>プールカナル循環系統</td></tr> <tr><td>UCL系統</td></tr> <tr><td rowspan="4">制御材駆動設備等</td><td>計装設備</td></tr> <tr><td>制御設備</td></tr> <tr><td>バックアップスクラム装置</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td rowspan="7">電源、給排水及び給排気施設等</td><td>電源系統</td></tr> <tr><td>排水系統</td></tr> <tr><td>タンクヤード</td></tr> <tr><td>純水系統</td></tr> <tr><td>給排気系統</td></tr> <tr><td>空気系統</td></tr> <tr><td>N₂ガス系統</td></tr> </table>	施設等	系統及び設備	原子炉冷却系統施設	一次冷却系統	二次冷却系統	プールカナル循環系統	UCL系統	制御材駆動設備等	計装設備	制御設備	バックアップスクラム装置		電源、給排水及び給排気施設等	電源系統	排水系統	タンクヤード	純水系統	給排気系統	空気系統	N ₂ ガス系統	<p>法令改正に伴う記載の適正化</p>
施設等	系統及び設備																																									
原子炉冷却系統施設	一次冷却系統																																									
	二次冷却系統																																									
	プールカナル循環系統																																									
	UCL系統																																									
制御材駆動設備等	計装設備																																									
	制御設備																																									
	バックアップスクラム装置																																									
電源、給排水及び給排気施設等	電源系統																																									
	排水系統																																									
	タンクヤード																																									
	純水系統																																									
	給排気系統																																									
	空気系統																																									
	N ₂ ガス系統																																									
施設等	系統及び設備																																									
原子炉冷却系統施設	一次冷却系統																																									
	二次冷却系統																																									
	プールカナル循環系統																																									
	UCL系統																																									
制御材駆動設備等	計装設備																																									
	制御設備																																									
	バックアップスクラム装置																																									
電源、給排水及び給排気施設等	電源系統																																									
	排水系統																																									
	タンクヤード																																									
	純水系統																																									
	給排気系統																																									
	空気系統																																									
	N ₂ ガス系統																																									
<p>別表第19 原子炉運転中の照射設備の巡視及び点検（第34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 694 452 810"> <tr><td>設備</td><td>装置</td></tr> <tr><td rowspan="4">照射設備*</td><td>キャプセル照射装置</td></tr> <tr><td>BOCA照射装置</td></tr> <tr><td>OSF-1照射装置</td></tr> <tr><td>水カラビット照射装置</td></tr> </table> <p>*：「照射設備運転実施計画」に基づき停止中の装置を除く。</p>	設備	装置	照射設備*	キャプセル照射装置	BOCA照射装置	OSF-1照射装置	水カラビット照射装置	<p>別表第19 原子炉運転中の照射設備の巡視（第34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1012 694 1348 810"> <tr><td>設備</td><td>装置</td></tr> <tr><td rowspan="4">照射設備*</td><td>キャプセル照射装置</td></tr> <tr><td>BOCA照射装置</td></tr> <tr><td>OSF-1照射装置</td></tr> <tr><td>水カラビット照射装置</td></tr> </table> <p>*：「照射設備運転実施計画」に基づき停止中の装置を除く。</p>	設備	装置	照射設備*	キャプセル照射装置	BOCA照射装置	OSF-1照射装置	水カラビット照射装置	<p>法令改正に伴う記載の適正化</p>																										
設備	装置																																									
照射設備*	キャプセル照射装置																																									
	BOCA照射装置																																									
	OSF-1照射装置																																									
	水カラビット照射装置																																									
設備	装置																																									
照射設備*	キャプセル照射装置																																									
	BOCA照射装置																																									
	OSF-1照射装置																																									
	水カラビット照射装置																																									
<p>別表第20 施設定期自主検査(第36条第1項第3号関係)</p> <table border="1" data-bbox="129 885 542 1479"> <tr><td>系統又は設備</td><td>計器名</td></tr> <tr><td rowspan="6">核計装</td><td>起動系対数計数率計</td></tr> <tr><td>起動系ベリオド計</td></tr> <tr><td>対数出力系対数出力計</td></tr> <tr><td>対数出力系ベリオド計</td></tr> <tr><td>線形出力系線形出力計</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td rowspan="12">プロセス系統</td><td>主循環系統</td></tr> <tr><td>原子炉入口圧力計</td></tr> <tr><td>原子炉出口圧力計</td></tr> <tr><td>サージタンク圧力計</td></tr> <tr><td>炉心差圧計</td></tr> <tr><td>原子炉入口流量計</td></tr> <tr><td>緊急ポンプ出口流量計</td></tr> <tr><td>サージタンク液面計</td></tr> <tr><td>原子炉出入口温度計</td></tr> <tr><td>原子炉出入口温度差計</td></tr> <tr><td>熱出力計</td></tr> <tr><td>精製系統</td></tr> <tr><td>脱気タンク圧力計</td></tr> <tr><td>脱気タンク入口流量計</td></tr> <tr><td>充填ポンプ出口流量計</td></tr> </table>	系統又は設備	計器名	核計装	起動系対数計数率計	起動系ベリオド計	対数出力系対数出力計	対数出力系ベリオド計	線形出力系線形出力計		プロセス系統	主循環系統	原子炉入口圧力計	原子炉出口圧力計	サージタンク圧力計	炉心差圧計	原子炉入口流量計	緊急ポンプ出口流量計	サージタンク液面計	原子炉出入口温度計	原子炉出入口温度差計	熱出力計	精製系統	脱気タンク圧力計	脱気タンク入口流量計	充填ポンプ出口流量計	<p>別表第20 削除</p>	<p>第36条の変更に伴う表の削除</p>															
系統又は設備	計器名																																									
核計装	起動系対数計数率計																																									
	起動系ベリオド計																																									
	対数出力系対数出力計																																									
	対数出力系ベリオド計																																									
	線形出力系線形出力計																																									
プロセス系統	主循環系統																																									
	原子炉入口圧力計																																									
	原子炉出口圧力計																																									
	サージタンク圧力計																																									
	炉心差圧計																																									
	原子炉入口流量計																																									
	緊急ポンプ出口流量計																																									
	サージタンク液面計																																									
	原子炉出入口温度計																																									
	原子炉出入口温度差計																																									
	熱出力計																																									
	精製系統																																									
脱気タンク圧力計																																										
脱気タンク入口流量計																																										
充填ポンプ出口流量計																																										

変更前（現行）			変更後（補正後）	備考
	その他	脱気タンク液面計 処理水タンク液面計 ボイズンタンク圧力計 ボイズンタンク差圧計 ボイズンタンク液面計 ボイズンタンク温度計 炉プール液面計 排水系貯槽液面計 炉室内圧計 廃液タンク水位計 サンプピット水位計		
別表第2-1 本体施設等の施設定期自主検査（第36条第1項第4号関係）			別表第2-1 削除	第36条の変更に伴う表の削除
施設	系統又は設備	装置又は機器	検査項目	
本体施設	原子炉本体	圧力容器	漏えい検査	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック 使用済燃料ラック	外観検査 外観検査	
主循環系統		圧力バウンダリ構成機器	漏えい検査	
		主循環ポンプ	作動検査	
		緊急ポンプ	作動検査	
		主配管逃し弁	作動検査	
		圧力サージタンク安全弁	作動検査	
		主要弁	作動検査	
		主循環ポンプ、緊急ポンプ配電盤 熱交換器	絶縁抵抗検査 漏えい検査	
精製系統		漏えい検査		
非常用冷却設備	一次冷却系統配管破損検出系の関連機器	動作確認検査		
燃料破損検出系の関連機器		動作確認検査		
計核計装		設定値確認検査		
測制御系統設備	プロセス計装	原子炉停止回路に信号を発信する計装	設定値確認検査	
		一次冷却系統配管破損検出系及び燃料破損検出系に信号を発信する計装	設定値確認検査	
		その他の主要な安全保護回路に信号を発信する計装	設定値確認検査	
安全保護回路		原子炉停止回路	安全動作検査	
		その他の主要な安全保護回路	インターロック検査 警報作動検査	
制御設備	制御棒駆動装置	切離し遅れ時間測定 落下加速度測定 駆動速度検査		
バックアップスクラム系統		ボイズン溶液	濃度分析検査	
		ボイズン注入弁	作動検査	
		配電盤	絶縁抵抗検査	
第1排水系		排水ポンプ	作動検査	
		主要弁	作動検査	
		主配管	外観検査	
		配電盤	絶縁抵抗検査	
原子炉格納施設	原子炉建家		漏えい検査 負圧確認検査	
		炉下室給気弁	作動検査	
		循環ポンプ	作動検査	
特定施設	二次冷却系統*	冷却塔	外観検査	

変更前（現行）			変更後（補正後）	備考
	主要弁	作動検査		
	主配管	外観検査		
	補助ポンプ	作動検査		
	循環ポンプ、補助ポンプ配電盤	絶縁抵抗検査		
排気設備	排気筒	外観検査		
	主ダクト	外観検査		
非常用排気設備	排風機	作動検査		
	フィルタバンク	捕集効率検査		
	主要弁	作動検査		
	配電盤	絶縁抵抗検査		
非常用電源設備	ディーゼル発電機	絶縁抵抗検査 負荷検査 発電機切換検査		
電源系統	蓄電池	機能検査		
	受配電盤（主循環ポンプ配電盤に関連する受配電盤）	絶縁抵抗検査 開閉器作動検査		
空気系統（非常用排気設備及び燃料破損検出系の関連系）	空気圧縮機	作動検査		
	主配管	漏えい検査		
	配電盤	絶縁抵抗検査		
*：二次冷却系統の冷却塔倒壊のため、二次冷却系統の運転が行えないことから除外する。				
別表第2-2 照射設備の施設定期自主検査（第36条第2項第1号関係）			別表第2-2 削除	第36条の変更に伴う表の削除
装置	計器名			
キャプセル照射装置	真空排気装置モニタ			
	排気系トリチウムモニタ			
BOCA照射装置	高圧給水系圧力計			
	水モニタ			
OSF-1照射装置	冷却水流量計			
	炉内管入口圧力計			
	炉内管出口圧力計			
	水モニタ			
水カラビット照射装置	冷却水流量計			
	冷却水モニタ			
	ラビット水中チェックモニタ			
別表第2-3 照射設備の施設定期自主検査（第36条第2項第2号関係）			別表第2-3 削除	第36条の変更に伴う表の削除
装置	機器等	検査項目		
BOCA照射装置	計測制御系（安全保護回路に信号を発信する計装）	設定値確認検査		
	遮断弁	作動検査		
OSF-1照射装置	循環ポンプ電源盤	絶縁抵抗検査		
	計測制御系（安全保護回路に信号を発信する計装）	設定値確認検査		
	冷却系	漏えい検査		
	循環ポンプ	作動検査		
	流量調節弁	作動検査		
	緊急弁	作動検査		
水カラビット照射装置	パネ式安全弁	作動検査		
	計測制御系（安全保護回路に信号を発信する計装）	設定値確認検査		
	循環ポンプ	作動検査		

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
別表第24 原子炉停止中の本体施設等の巡視及び点検（第40条関係）				別表第24 原子炉停止中の本体施設等の巡視（第40条関係）				法令改正に伴う記載の適正化
施設等	系統及び設備	勤務日	休日等	施設等	系統及び設備	勤務日	休日等	
原子炉冷却系統施設	一次冷却系統	○	○	原子炉冷却系統施設	一次冷却系統	○	○	
	二次冷却系統	○*	—*		二次冷却系統	○	—	
	プールカナル循環系統	○	—		プールカナル循環系統	○	—	
	UCL系統	○	○		UCL系統	○	○	
制御材駆動設備等	計装設備	○	—	制御材駆動設備等	計装設備	○	—	
	制御設備	○	○		制御設備	○	○	
	バックアップスクラム装置	○	—		バックアップスクラム装置	○	—	
電源、給排水及び給排気施設等	電源系統	○	○	電源、給排水及び給排気施設等	電源系統	○	○	
	排水系統	○	○		排水系統	○	○	
	タンクヤード	○	○		タンクヤード	○	○	
	純水系統	○	○		純水系統	○	○	
	給排気系統	○	○		給排気系統	○	○	
	空気系統	○	○		空気系統	○	○	
	N ₂ ガス系統	○	—		N ₂ ガス系統	○	—	
◎：巡視及び点検を行う。 ○：点検を行う。 —：巡視及び点検を行わない。 *：二次冷却系統の冷却塔については、倒壊した冷却塔周辺のがれき等の撤去状態及び倒壊した冷却塔の解体・撤去状態における保安のための巡視及び点検を行う。				○：巡視を行う。 —：巡視を行わない。				
別表第25（省略）				別表第25（変更なし）				
別表第26 施設定期自主検査（プロセスモニタ等）（第36条第1項第3号関係）				別表第26 削除				第36条の変更に伴う表の削除
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種			
一次冷却水モニタ	一次冷却系	$10^{-1} \sim 10^5$ s ⁻¹	2	一次冷却水中の核分裂生成物から放出される遅発中性子の線束密度の連続監視	中性子線			
脱気ガスモニタ	一次冷却系	$10^{-1} \sim 10^5$ s ⁻¹	1	一次冷却系の脱気ガス中の放射線物質濃度の連続監視	ガンマ線			
カナル水モニタ	プールカナル系	$10^{-1} \sim 10^5$ s ⁻¹	1	プールカナル系の水中放射線物質濃度の連続監視	ガンマ線			
樹脂塔モニタ	プールカナル系	$10^{-1} \sim 10^5$ s ⁻¹	1	プールカナル系のイオン交換塔の放射線物質濃度の連続監視	ガンマ線			
廃液タンク水モニタ	廃液貯槽	$10^{-1} \sim 10^5$ s ⁻¹	7	廃液貯槽の水中放射線物質濃度の連続監視	ガンマ線			
二次冷却水モニタ	二次冷却系	$10^{-1} \sim 10^5$ s ⁻¹	1	二次冷却水中の放射線物質濃度の連続監視	ガンマ線			
別表第27 放射線測定機器及び測定箇所（第72条関係）				別表第27 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第72条関係）				記載の適正化
（省略）				（変更なし）				

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
別表第28 放射線測定機器及び設置箇所（第72条関係）				別表第28 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第72条関係）				記載の適正化 数量の記載の適正化
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度の検査	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線
						2		アルファ線
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線
別表第29～別表第30（省略）				別表第29～別表第30（変更なし）				
別図第1～別図第2（その13）（省略）				別図第1～別図第2（その13）（変更なし）				

第6編 HTTRの管理

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第6編 HTTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p><u>（HTTR品質保証委員会）</u> 第2条 高温工学試験研究炉部にHTTR品質保証委員会を設置する。 2 HTTR品質保証委員会は、次の各号に掲げる事項について高温工学試験研究炉部長の諮問に応じ審議する。 <u>(1) 第4条第1項に定める手引</u> <u>(2) 第14条第1項に定めるHTTR特殊試験計画（以下この編において「特殊試験計画」という。）</u> <u>(3) 第37条第2項に定める修理及び改造計画</u> <u>(4) HTTR原子炉施設の品質保証に関する事項</u> <u>(5) HTTR原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u> 3 高温工学試験研究炉部長は、HTTR品質保証委員会の審議結果を尊重する。</p> <p>第3条～第5条 （省略）</p> <p><u>（年間運転計画）</u> 第6条 高温工学試験研究炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTR年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、高温ガス炉センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。 <u>(1) 運転の予定期間</u> <u>(2) 施設定期自主検査の予定期間</u> <u>(3) 法第27条に定める設計及び工事の方法の認可申請又は設計及び工事の方法の変更の認可申請（以下この編において「設計及び工事の方法の認可申請等」という。）を伴う本体施設等の修理及び改造の項目並びに予定期間</u></p> <p>2 高温ガス炉センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。 3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、HTTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第7条～第8条 （省略）</p> <p><u>（炉停止中作業計画）</u> 第9条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTR本体施設等炉停止中作業計画（以下この編において「本体施設等炉停止中作業計画」という。）を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第7号の炉停止中作業工程表の変更については、この限りでない。 <u>(1) 予定期間</u></p>	<p>第6編 HTTRの管理 第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第3条～第5条 （変更なし）</p> <p><u>（年間運転計画）</u> 第6条 高温工学試験研究炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTR年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、高温ガス炉センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。 <u>(1) 運転の予定期間</u> <u>(2) 定期事業者検査の予定期間</u> <u>(3) 法第27条に定める設計及び工事の計画の認可申請を伴う本体施設等の修理及び改造の項目並びに予定期間</u> <u>(4) 試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</u></p> <p>2 高温ガス炉センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。 3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、HTTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第7条～第8条 （変更なし）</p> <p><u>（炉停止中作業計画）</u> 第9条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTR本体施設等炉停止中作業計画（以下この編において「本体施設等炉停止中作業計画」という。）を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第7号の炉停止中作業工程表の変更については、この限りでない。 <u>(1) 予定期間</u></p>	<p>部の委員会は下部要領で規定するため削除</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化 記載の適正化</p> <p>第34条の4第3項の追加に伴う号の追加</p>

<p>(2) 燃料体の取出し及び挿入に関すること。 (3) 制御棒の取出し及び挿入に関すること。 (4) 炉心構成要素（燃料体及び制御棒を除く）の取出し及び挿入に関すること。 (5) 作業前及び作業後の炉心配置に関すること。 (6) 本体施設等の<u>施設定期自主検査</u>、第37条第2項に定める修理及び改造に関すること。 (7) 炉停止中作業工程表</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。 3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第10条～第15条（省略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限</p> <p>第16条（省略）</p> <p>(高温試験運転の制限) 第17条 HTTR運転管理課長は、高温試験運転を行おうとする場合は、法第29条に定める<u>施設定期検査</u>の直近の検査において冷却材飽和値確認検査が高温試験運転で実施されていなければ運転してはならない。ただし、高温試験運転での<u>施設定期検査</u>のための運転を除く。</p> <p>第18条～第29条（省略）</p> <p>第4節 運転</p> <p>第30条・第32条（省略）</p> <p>(運転中の巡視及び点検) 第33条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第15に掲げる施設及び設備等について、1日1回以上巡視し、<u>点検</u>する。</p> <p>第34条（省略）</p> <p>第3章 保守管理 <u>(新設)</u></p>	<p>(2) 燃料体の取出し及び挿入に関すること。 (3) 制御棒の取出し及び挿入に関すること。 (4) 炉心構成要素（燃料体及び制御棒を除く）の取出し及び挿入に関すること。 (5) 作業前及び作業後の炉心配置に関すること。 (6) 本体施設等の<u>定期事業者検査</u>、第37条第2項に定める修理及び改造に関すること。 (7) 炉停止中作業工程表</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。 3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>第10条～第15条（変更なし）</p> <p><u>(設計想定事象等が発生した場合の措置)</u> 第15条の2 当該事象が発生した場合の措置については、<u>運転再開時に定める。</u></p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限</p> <p>第16条（変更なし）</p> <p>(高温試験運転の制限) 第17条 HTTR運転管理課長は、高温試験運転を行おうとする場合は、法第29条に定める<u>定期事業者検査</u>の直近の検査において冷却材飽和値確認検査が高温試験運転で実施されていなければ運転してはならない。ただし、高温試験運転での<u>定期事業者検査</u>のための運転を除く。</p> <p>第18条～第29条（変更なし）</p> <p>第4節 運転</p> <p>第30条・第32条（変更なし）</p> <p>(運転中の巡視) 第33条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第15に掲げる施設及び設備等について、1日1回以上巡視する。</p> <p>第34条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 <u>(施設管理目標の策定)</u> 第34条の2 高温工学試験研究炉部長及び放射線管理部長は、HTTRについて第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p>	<p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>設計想定事象等が発生した場合の措置については運転再開までに定めることを追加</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加</p>
---	---	---

<p>(新設)</p>	<p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高温ガス炉センタ一長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第34条の3 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 HTTR計画課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 HTTR計画課長は、第2項の承認を得た場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加</p>
<p>(新設)</p>	<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第34条の4 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、第6条の定めにより作成する年間運転計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 HTTR運転管理課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p>	<p>法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加</p>

<p>(新設)</p>	<p>5 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>6 HTTR運転管理課長は、第4項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第34条の5 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p>	<p>法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加</p>
<p>(新設)</p>	<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第34条の6 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>	<p>法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加</p>
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第35条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設等に係る施設定期自主検査を行う。</p> <p>(1) 計測制御系統施設について、緊急しゃ断のための性能検査を毎月1回以上行うこと。ただし、施設定期自主検査並びに第37条に基づく修理及び改造により緊急しゃ断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 計測制御系統施設の緊急しゃ断検査を施設定期検査ごとに行うこと。</p> <p>(3) 本体施設等の保安に直接関連を有する計器の校正(別表第16に掲げる放射線測定機器を含む。)を施設定期検査ごとに行うこと。</p> <p>(4) 保安上特に管理を必要とする本体施設等の設備について、別表第17に掲げるところにより施設定期検査ごとに検査を行うこと。</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p>第35条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p>	<p>法令改正に伴い、定期事業者検査の実施に関する事項を追加</p>
<p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第36条 HTTR運転管理課長は、前条の施設定期自主検査(前条第1項第1号に定める緊急しゃ断のための性能検査を除く。)を行おうとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTR本体施設等施設定期自主検査実施計画を作成</p>	<p>第36条 削除</p>	<p>定期事業者検査の実施に関する事項を第35条に規定することから削除</p>

<p>し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第3号に定める予定期間については、この限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第37条 HTTR運転管理課長は、本体施設等について、必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 HTTR運転管理課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請等を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTR本体施設等の修理及び改造計画（以下この編において「本体施設等の修理及び改造計画」という。）を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第3号に定める予定期間については、この限りでない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 HTTR運転管理課長は、第2項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(修理及び改造)</p> <p>第37条 HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は所掌する施設について、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の同意を得る。</p> <p>なお、HTTR技術課長が本計画を作成する場合は、HTTR運転管理課長の同意を得たのちに、作成する。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、第3項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第37条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p>	<p>修理及び改造に関する事項の明確化</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>修理及び改造に関する手続きの明確化</p> <p>法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加</p>
---	--	---

<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第38条 HTTR運転管理課長は、第35条の施設定期自主検査を終了した場合並びに前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告するとともに、HTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。HTTR運転管理課長が第2編第36条第2項の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査等の結果の通知を受けた場合も同様とする。</p>	<p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長に通知する。</p> <p>5 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に報告する。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第38条 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も同様とする。</p>	<p>法令改正に伴い、保守結果の報告に関する事項の見直し</p>
<p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。ただし、第35条第1項第1号に定める緊急シャ断のための性能検査については、所長及び高温ガス炉センター長への報告を省略することができる。</p> <p>(原子炉停止中の巡視及び点検)</p> <p>第39条 HTTR運転管理課長は、原子炉の停止中、別表第15に掲げる施設及び設備等について、1日1回以上巡視し、点検する。</p> <p>第40条～第43条 (省略)</p> <p>(燃料体の貯蔵)</p> <p>第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示する。</p> <p>3 HTTR技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。ただし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。</p> <p>第45条～第50条 (省略)</p>	<p>2 放射線管理第2課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をHTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第37条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も同様とする。</p> <p>4 HTTR計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p> <p>(原子炉停止中の巡視)</p> <p>第39条 HTTR運転管理課長は、原子炉の停止中、別表第15に掲げる施設及び設備等について、1日1回以上巡視する。</p> <p>第40条～第43条 (変更なし)</p> <p>(燃料体の貯蔵)</p> <p>第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示する。</p> <p>3 HTTR技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。ただし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。</p> <p>第45条～第50条 (変更なし)</p>	<p>第35条の変更に伴うただし書きの削除</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化</p> <p>貯蔵において臨界に達しない措置を講じることを追加</p>

<p>第5章 異常時の措置</p> <p>第51条～第58条 (省略)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第59条 (省略)</p> <p>(運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視及び点検並びに第65条の地震後の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>2 原子炉運転班長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>4 原子炉運転班長は、前項の措置を行った場合は、HTTR運転管理課長に通報するとともに、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>5 HTTR運転管理課長は、第1項及び第2項の通報を受けた場合は、その原因、状況及びとられた措置の内容を確認し、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、原子炉を停止する。</p> <p>6 HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>7 HTTR運転管理課長は、第4項の通報を受けた場合又は第5項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。</p> <p>8 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。</p> <p>9 高温工学試験研究炉部長は、第7項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。</p> <p>(原子炉停止中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第61条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる事項の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>(1) 第30条の運転開始前の措置</p> <p>(2) 第34条の運転停止後の措置</p> <p>(3) 第35条の施設定期自主検査</p> <p>(4) 第39条の原子炉停止中の巡視及び点検</p> <p>(5) 第65条の地震後の措置</p> <p>2 HTTR運転管理課長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p>	<p>第5章 異常時の措置</p> <p>第51条～第58条 (変更なし)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第59条 (変更なし)</p> <p>(運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視及び第65条の地震又は火災時の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>2 原子炉運転班長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>4 原子炉運転班長は、前項の措置を行った場合は、HTTR運転管理課長に通報するとともに、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>5 HTTR運転管理課長は、第1項及び第2項の通報を受けた場合は、その原因、状況及びとられた措置の内容を確認し、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、原子炉を停止する。</p> <p>6 HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。</p> <p>7 HTTR運転管理課長は、第4項の通報を受けた場合又は第5項の措置を行った場合は、第51条第4項の措置を講ずる。</p> <p>8 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講ずる。</p> <p>9 高温工学試験研究炉部長は、第7項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措置を講ずる。</p> <p>(原子炉停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第61条 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、次の各号に掲げる事項の措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>(1) 第30条の運転開始前の措置</p> <p>(2) 第34条の運転停止後の措置</p> <p>(3) 第35条の定期事業者検査</p> <p>(4) 第39条の原子炉停止中の巡視</p> <p>(5) 第65条の地震又は火災時の措置</p> <p>2 HTTR運転管理課長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p>	<p>記載の適正化 火災時に異常を認めた場合の措置を追加</p> <p>記載の適正化 異常を認めた場合の措置に係る記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う記載の適正化 火災時に異常を認めた場合の措置を追加</p>
--	---	---

- 3 HTTR運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がHTTRの運転工程に支障を及ぼすと認めた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技術者、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通報する。
- 4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、必要がある場合は、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。
- 5 高温工学試験研究炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。

第62条～第64条 (省略)

第5節 地震後の措置
(地震後の措置)

第65条 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、震度4以上の地震が発生した場合は、それぞれが次表の区分に応じて施設を点検し、異常がないことを確認する。

放射線管理第2課長	別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備
HTTR技術課長	新燃料組立検査室(組立作業期間中のみ。)
HTTR運転管理課長	本体施設等

- 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。
- 3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。
- 4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTTR運転管理課長に通報する。

第66条 (省略)

第6章 放射線管理

第67条～第69条 (省略)

- 3 HTTR運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がHTTRの運転工程に支障を及ぼすと認めた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技術者、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通報する。
- 4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、必要がある場合は、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。
- 5 高温工学試験研究炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。

第62条～第64条 (変更なし)

第5節 地震又は火災時の措置
(地震又は火災時の措置)

第65条 地震又は火災が発生した場合は、HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は新燃料組立検査室(組立作業期間中のみ。)、放射線管理第2課長は別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確認する。
- (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確認する。

- 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。
- 3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。
- 4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTTR運転管理課長に通報する。

第66条 (変更なし)

第6章 放射線管理

第67条～第69条 (変更なし)

火災時の措置を追加

別表第1～別表第14 (省略)

別表第15 本体施設等の巡視及び点検 (第33条及び第39条関係)

施設	設備等	原子炉停止中				
		原子炉運転中	勤務日	休日等		
本体施設	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	○	○	○	
		2次ヘリウム冷却設備	○	○	○	
		加圧水冷却設備	○	○	-	
		補助冷却設備	○	○	-	
		炉容器冷却設備	○	○	-	
		1次ヘリウム純化設備	○	○	-	
		2次ヘリウム純化設備	○	○	-	
		1次ヘリウム貯蔵供給設備	○	○	-	
		2次ヘリウム貯蔵供給設備	○	○	-	
		1次ヘリウムサンプリング設備	○	○	-	
		2次ヘリウムサンプリング設備	○	○	-	
		制御材駆動設備	中性子計装	○	○	-
	制御棒位置計装		○	○	○	
	制御棒駆動制御装置盤		○	○	-	
	使用済燃料貯蔵設備	貯蔵プール (原子炉建家内)	○	○	○	
		貯蔵セル (使用済燃料貯蔵建家内)	○	○	-	
	特定施設	電源、給排水及び排気設備	気体廃棄物の廃棄施設	○	○	-
			液体廃棄物の廃棄設備	○	○	○
非常用空気浄化設備			○	○	-	
電気施設 (非常用電源設備)			○	○	○	
換気空調設備			○	○	○	
補機冷却水設備			○	○	○	
一般冷却水設備			○	○	○	
制御用圧縮空気設備			○	○	○	
窒素供給設備			○	○	○	

○：巡視及び点検を行う。 -：巡視及び点検を行わない。

別表第1～別表第14 (変更なし)

別表第15 本体施設等の巡視 (第33条及び第39条関係)

施設	設備等	原子炉停止中				
		原子炉運転中	勤務日	休日等		
本体施設	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	○	○	○	
		2次ヘリウム冷却設備	○	○	○	
		加圧水冷却設備	○	○	-	
		補助冷却設備	○	○	-	
		炉容器冷却設備	○	○	-	
		1次ヘリウム純化設備	○	○	-	
		2次ヘリウム純化設備	○	○	-	
		1次ヘリウム貯蔵供給設備	○	○	-	
		2次ヘリウム貯蔵供給設備	○	○	-	
		1次ヘリウムサンプリング設備	○	○	-	
		2次ヘリウムサンプリング設備	○	○	-	
		制御材駆動設備	中性子計装	○	○	-
	制御棒位置計装		○	○	○	
	制御棒駆動制御装置盤		○	○	-	
	使用済燃料貯蔵設備	貯蔵プール (原子炉建家内)	○	○	○	
		貯蔵セル (使用済燃料貯蔵建家内)	○	○	-	
	特定施設	電源、給排水及び排気設備	気体廃棄物の廃棄施設	○	○	-
			液体廃棄物の廃棄設備	○	○	○
非常用空気浄化設備			○	○	-	
電気施設 (非常用電源設備)			○	○	○	
換気空調設備			○	○	○	
補機冷却水設備			○	○	○	
一般冷却水設備			○	○	○	
制御用圧縮空気設備			○	○	○	
窒素供給設備			○	○	○	

○：巡視を行う。 -：巡視を行わない。

別表第16 放射線測定機器及び測定箇所 (プロセスモニタ等) (第35条第1項第3号関係)

機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種
1次冷却材放射能モニタ	1次ヘリウム純化設備	0～0.3 MBq/cm ³	3	1次冷却材中の放射性物質濃度の監視	ガンマ線
格納容器内放射能モニタ	格納容器内	1×10 ⁻¹ ～1×10 ⁵ s ⁻¹	3	格納容器内空気中の放射性希ガスの監視	ガンマ線
サービスエリア内放射能モニタ	サービスエリア	1×10 ⁻¹ ～1×10 ⁵ s ⁻¹	3	サービスエリア内空気中の放射性希ガスの監視	ガンマ線
2次ヘリウム放射能モニタ	2次ヘリウム冷却設備	3.7×10 ⁻² ～3.7×10 ² Bq/cm ³	1	2次ヘリウム冷却材中の放射性物質濃度の監視	ガンマ線
加圧水放射能モニタ	加圧水冷却設備	10～1×10 ⁷ min ⁻¹	1	加圧水冷却材中の放射性物質の監視	ガンマ線
気体廃棄物放射能モニタ	気体廃棄物の廃棄施設	3.7×10 ⁻² ～3.7×10 ² Bq/cm ³	1	気体廃棄物中の放射性物質濃度の監視	ガンマ線

別表第16 削除

法令改正に伴う記載の適正化

第35条の変更に伴う表の削除

別表第17 施設定期自主検査(第35条第1項第4号関係)

施設	系統又は設備	装置又は機器	検査項目
本体施設	原子炉本体	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉停止余裕検査 ・最大反応度添加率検査 ・反応度制御能力検査 ・過剰反応度検査 ・冷却材飽和値確認検査 ・線量当量率測定検査 ・放射性物質濃度測定検査 ・総合検査
		原子炉圧力容器	・漏えい検査
		スタンドパイプ	・外観検査
		放射線遮へい(1次上部遮へい体、上部生体遮へい体、上部リング遮へい体)	・外観検査
	核燃料物質取扱設備	燃料交換機 燃料出入機	・作動検査
	新燃料貯蔵設備	貯蔵セル(貯蔵ラック)	・外観検査(未臨界性確認検査)
	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備	貯蔵ラック	・外観検査(未臨界性確認検査)
		貯蔵プール(ライニング)	・漏えい検査
		プール水冷却浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> ・作動検査 ・漏えい検査
	使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵設備	貯蔵ラック	・外観検査(未臨界性確認検査)
	1次冷却設備	ヘリウム循環機	<ul style="list-style-type: none"> ・作動検査 ・漏えい検査
		中間熱交換器	・漏えい検査
		1次加圧水冷却器	・漏えい検査
		主要弁	<ul style="list-style-type: none"> ・作動検査 ・漏えい検査
		主配管	・漏えい検査
	2次ヘリウム冷却設備	バネ式安全弁	・作動検査
		ヘリウム循環機	<ul style="list-style-type: none"> ・作動検査 ・漏えい検査
		2次加圧水冷却器	・漏えい検査
		主配管	・漏えい検査
	補助ヘリウム冷却系	バネ式安全弁	・作動検査
		ヘリウム循環機	<ul style="list-style-type: none"> ・作動検査 ・漏えい検査
		補助冷却器	・漏えい検査
		主要弁	<ul style="list-style-type: none"> ・作動検査 ・漏えい検査
	加圧水冷却設備 補助冷却水系	主配管	・漏えい検査
		循環ポンプ	・作動検査
		加圧器	・漏えい検査
		空気冷却器	・作動検査
		主要弁	<ul style="list-style-type: none"> ・作動検査 ・漏えい検査
	補助冷却設備	主配管	・漏えい検査
		バネ式安全弁/逃し弁	・作動検査
		全体	・作動検査
	炉容器冷却設備	循環ポンプ	・作動検査
		サージタンク	・漏えい検査
		水冷管パネル	・漏えい検査
		冷却器	・漏えい検査

別表第17 削除

第35条の変更に伴う表の削除

1次ヘリウム純化設備	主配管	・漏えい検査 ・作動検査	
	パネ式安全弁	・作動検査	
	ガス循環機	・作動検査 ・漏えい検査	
	加熱器	・漏えい検査 ・絶縁抵抗検査	
	冷却器	・漏えい検査	
	主要弁	・作動検査	
	主配管	・漏えい検査	
	コールドチャコルト ラップ (CCT)	・漏えい検査	
	モレキュラーシーブ ラップ (MST)		
	酸化銅反応筒 (CuO T)	・漏えい検査	
1次ヘリウム貯蔵供給設備	ヘリウム移送圧縮機	・作動検査	
	主要弁	・作動検査 ・漏えい検査	
2次ヘリウム貯蔵供給設備	主配管	・漏えい検査	
	貯蔵タンク 供給タンク		
1次ヘリウムサンプリング設備	圧縮機	・作動検査 ・漏えい検査	
	主要弁	・作動検査 ・漏えい検査	
	主配管	・漏えい検査	
計測制御系統施設	計装設備	・スクラム検査 ・設定値確認検査 (安全保護回路及び別表第9の項目) ・警報検査 (安全保護回路及び別表第9の項目) ・作動検査 (制御棒引抜き阻止回路) ・作動検査 (運転モード選択装置) ・絶縁抵抗検査 (中性子検出器、高温プレナム部計装の熱電対)	
	制御設備 (制御棒駆動装置)	・作動検査	
	非常用制御設備 (後備停止系駆動装置)	・作動検査	
	燃料破損 検出装置	ガス圧縮機 検出器	・作動検査 ・点検校正検査
	気体廃棄物の廃棄施設	排風機	・作動検査
		圧縮機	
		フィルタユニット	・フィルタ捕集効率検査
主要弁		・作動検査	
減衰タンク		・外観検査 ・漏えい検査	
液体廃棄物の廃棄設備 (原子が建家)	主配管	・漏えい検査	
	バッファタンク		
	排気筒	・外観検査	
	全体	・処理能力検査	
液体廃棄物の廃棄設備 (原子が建家)	廃液槽	・外観検査 ・漏えい検査	

	液体廃棄物の廃棄設備 (使用済燃料貯蔵建家)	廃液槽	・外観検査 ・漏えい検査	
	原子炉格納容器及び附属施設	原子炉格納容器	・漏えい率検査	
		隔離弁	・作動検査	
	サービスエリア	全体	・気密検査	
	非常用空気浄化設備	フィルタユニット	・絶縁抵抗検査 ・フィルタ捕集効率検査	
		排風機	・作動検査	
		主要弁(主ダンパ)	・作動検査	
		排気管	・外観検査	
	特定施設	電気施設 (非常用電源設備)	非常用発電機	・作動検査
			蓄電池(蓄電池、充電器、安全保護系用交流無停電電源装置)	・作動検査
換気空調設備 (原子炉建家)		原子炉建家1系換気空調装置排気A系統排風機	・作動検査	
		中央制御室系換気空調装置循環送風機	・作動検査	
		中央制御室系換気空調装置循環フィルタユニット	・フィルタ捕集効率検査	
換気空調設備 (使用済燃料貯蔵建家)		管理区域換気空調装置貯蔵セル排気系統排風機	・作動検査	
補機冷却水設備		循環ポンプ	・作動検査	
		冷却塔ファン	・漏えい検査	
制御用圧縮空気設備		主配管	・作動検査	
		圧縮機	・漏えい検査	
	空気貯槽	・漏えい検査		
	主配管			

	液体廃棄物の廃棄設備 (使用済燃料貯蔵建家)	廃液槽	・外観検査 ・漏えい検査	
	原子炉格納容器及び附属施設	原子炉格納容器	・漏えい率検査	
		隔離弁	・作動検査	
	サービスエリア	全体	・気密検査	
	非常用空気浄化設備	フィルタユニット	・絶縁抵抗検査 ・フィルタ捕集効率検査	
		排風機	・作動検査	
		主要弁(主ダンパ)	・作動検査	
		排気管	・外観検査	
	特定施設	電気施設 (非常用電源設備)	非常用発電機	・作動検査
			蓄電池(蓄電池、充電器、安全保護系用交流無停電電源装置)	・作動検査
換気空調設備 (原子炉建家)		原子炉建家1系換気空調装置排気A系統排風機	・作動検査	
		中央制御室系換気空調装置循環送風機	・作動検査	
		中央制御室系換気空調装置循環フィルタユニット	・フィルタ捕集効率検査	
換気空調設備 (使用済燃料貯蔵建家)		管理区域換気空調装置貯蔵セル排気系統排風機	・作動検査	
補機冷却水設備		循環ポンプ	・作動検査	
		冷却塔ファン	・漏えい検査	
制御用圧縮空気設備		主配管	・作動検査	
		圧縮機	・漏えい検査	
	空気貯槽	・漏えい検査		
	主配管			

別表第18～別表第21 (省略)

別表第18～別表第21 (変更なし)

別表第22 放射線測定機器及び測定箇所(第68条関係)

別表第22 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法(第68条関係)

機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種
排気ガスモニタ	原子炉建家排気系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	ベータ線
		$3.7 \times 10^{-2} \sim 3.7 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	1	排気中のトリチウム濃度の連続監視	
	使用済燃料貯蔵建家排気系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	
排気ダストモニタ	原子炉建家排気系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線
			1	排気中の放射性よう素濃度の連続監視	ガンマ線
	使用済燃料貯蔵建家排気系主ダクト	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
		$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	事故時の非常用空気浄化系の連続監視	ガンマ線

機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種
排気ガスモニタ	原子炉建家排気系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	ベータ線
		$3.7 \times 10^{-2} \sim 3.7 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$	1	排気中のトリチウム濃度の連続監視	
	使用済燃料貯蔵建家排気系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	
排気ダストモニタ	原子炉建家排気系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線
			1	排気中の放射性よう素濃度の連続監視	ガンマ線
	使用済燃料貯蔵建家排気系主ダクト	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
		$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	事故時の非常用空気浄化系の連続監視	ガンマ線

記載の適正化

事故時排気ガスモニタ	非常用空気浄化設備排風機出口ダクト	$1 \times 10^{-12} \sim 1 \times 10^{-6}$ A	1		
室内ガスモニタ	原子炉建家内	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5$ s ⁻¹	2	管理区域内空気中の放射性希ガスの監視	ベータ線 ガンマ線
	原子炉格納容器内		2		
			$3.7 \times 10^{-2} \sim 3.7 \times 10^2$ Bq/cm ³	1	原子炉格納容器内空気中の放射性希ガスの監視
室内ダストモニタ	原子炉建家内	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5$ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線
	原子炉格納容器内		1	原子炉格納容器内空気中の放射性塵埃濃度の監視	
ガンマ線エリアモニタ	原子炉建家内	$1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10^0$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線
	原子炉格納容器内	$1 \times 10^{-2} \sim 1 \times 10^4$ mSv/h	1	原子炉格納容器内の線量当量率の連続監視	
	使用済燃料貯蔵建家内	$1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10^0$ mSv/h	2	使用済燃料貯蔵建家内の線量当量率の連続監視	
中性子線エリアモニタ	原子炉格納容器内	$1 \times 10^{-2} \sim 1 \times 10^2$ mSv/h	1	原子炉格納容器内の中性子線線量当量率の連続監視	中性子線
事故時ガンマ線エリアモニタ	原子炉格納容器内	$1 \times 10^{-2} \sim 1 \times 10^4$ Sv/h	2	事故時の放射能障壁健全性把握のための線量当量率の連続監視	ガンマ線

事故時排気ガスモニタ	非常用空気浄化設備排風機出口ダクト	$1 \times 10^{-12} \sim 1 \times 10^{-6}$ A	1		
室内ガスモニタ	原子炉建家内	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5$ s ⁻¹	2	管理区域内空気中の放射性希ガスの監視	ベータ線 ガンマ線
	原子炉格納容器内		2		
			$3.7 \times 10^{-2} \sim 3.7 \times 10^2$ Bq/cm ³	1	原子炉格納容器内空気中のトリチウム濃度の監視
室内ダストモニタ	原子炉建家内	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^5$ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線
	原子炉格納容器内		1	原子炉格納容器内空気中の放射性塵埃濃度の監視	
ガンマ線エリアモニタ	原子炉建家内	$1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10^0$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線
	原子炉格納容器内	$1 \times 10^{-2} \sim 1 \times 10^4$ mSv/h	1	原子炉格納容器内の線量当量率の連続監視	
	使用済燃料貯蔵建家内	$1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10^0$ mSv/h	2	使用済燃料貯蔵建家内の線量当量率の連続監視	
中性子線エリアモニタ	原子炉格納容器内	$1 \times 10^{-2} \sim 1 \times 10^2$ mSv/h	1	原子炉格納容器内の中性子線線量当量率の連続監視	中性子線
事故時ガンマ線エリアモニタ	原子炉格納容器内	$1 \times 10^{-2} \sim 1 \times 10^4$ Sv/h	2	事故時の放射能障壁健全性把握のための線量当量率の連続監視	ガンマ線

記載の適正化

別表第23 放射線測定機器及び設置箇所(第68条関係)

機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	3	手、足、衣服等の表面密度の検査	ベータ線
表面汚染検査用サーベイメータ	原子炉建家内	2	床及び機器等の表面密度の検査	ベータ線
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線

別表第23 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法(第68条関係)

機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	3	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線
表面汚染検査用サーベイメータ	原子炉建家内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線

記載の適正化

別表第24 (省略)

別表第24 (変更なし)

別図第1~別図第2(その6) (省略)

別図第1~別図第2(その6) (変更なし)

附 則

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>附 則 <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	附則の追加